白糠町

公共施設等総合管理計画

令和４年３月

第１章　公共施設等総合管理計画とは

１．公共施設等総合管理計画策定に当たって 2
２．計画の位置づけ 5
３．計画期間 5
４．対象範囲 6
５．取組体制 7

第２章　本町の現状

１．位置・面積 10
２．人口動向 11
３．財政状況 14
４．対象施設 16
５．更新費用試算 19
６．対象施設の現状と課題 22

第３章　公共施設等総合管理計画の基本方針

１．公共施設等の管理に関する基本的な考え方 26
２．実施方針 28
３．推進体制 38

第４章　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

１．建築系公共施設の管理に関する基本的な方針 40
２．土木系公共施設の管理に関する基本的な方針 68
３．企業会計施設の管理に関する基本的な方針 73
４．土地の管理に関する基本的な方針 76

第１章

公共施設等総合管理計画とは

１．公共施設等総合管理計画策定に当たって

２．計画の位置づけ

３．計画期間

４．対象範囲

５．取組体制

1．公共施設等総合管理計画策定に当たって

（1）策定の背景と目的

これまで我が国においては、高度経済成長期からの急激な人口増加や町民のニーズなどに応じて、教育施設・公営住宅・図書館などの多くの「公共建築物」や道路・上下水道などに代表される「インフラ資産」も含めた数多くの公共施設整備が進められてきました。現在、その当時建築、建設された公共施設等の築年数は 30 年以上経過しています。

一方、全国の自治体においても同様に過去に建設された公共施設等がこれから大量更新の時期を迎えることとなり、老朽化する公共施設等の建て替えや改修などの更新費用も増加することが予想されます。各自治体の財政が依然として厳しい状況下にある中で、今後の公共施設等の運営は人口減少等の要因もあり、利用需要が低下していくことは想像に難くありません。

このような状況から、国、自治体とも、早急に公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことで財政負担を軽減し平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要とされています。

各自治体においてはこの問題を財政上の問題として単純に施設の総量縮小やコスト削減のみで対処するのではなく、自治体経営とまちづくりを再考する好機と捉え、公共施設等の建設、維持、運営に関する民間の資金活用（PFI）や官民連携（PPP）などを推進し、持続可能で豊かなまちをどのように形成していくのか、知恵と工夫が問われています。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」が平成 25 年 6 月 14 日閣議決定され、「インフラの老朽化が急速に進展する中、＜新しく造ること＞から＜賢く使うこと＞への重点化が課題である」との認識の下、平成 25 年 11 月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。その中では、自治体の役割である行動計画が示され、平成 26 年 4 月には各地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を示し、保有する公共施設等の状況、更新費用の見込みと基本的な方向性を示した「公共施設等総合管理計画」の策定要請があったところです。

本町では、今回の策定要請を機により一層健全な行財政基盤を構築し、持続可能なまちを将来に引き継いでいくため、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などまちづくりの指針として、「白糠町公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

（2）ファシリティマネジメントの導入

本町では、町民と協働して将来のまちづくりを進めるという基本理念の下、本計画を策定します。本計画は、まちの将来ビジョンを実現する第一歩となるものです。

公共施設やインフラはそれぞれの公共施設等ごとの管理ではなく、公共施設等全体を捉えて戦略的に管理していくものです。このために、公共施設等に対する合理的な総合管理手法である、ファシリティマネジメント（FM）の手法を導入します。FM とは、組織が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動であり、本町では以下の点を推進します。

①全庁横断的な推進体制の確立
②総合的な計画立案と着実な進行管理
③最適状態を維持する不断の検証

FM では公共施設等全体に対し、「品質」、「数量」、「コスト」についての適正性と、それを支える「組織・体制」、「情報管理」を実施します。

本計画策定に当たり、FM の考え方を導入して、健全で持続可能なまちづくりを目指します。

（3）公共施設等総合管理計画の概要

町としてファシリティマネジメント（FM）的な考え方の導入に向けて検討を行うとともに、国からの策定要請に沿った計画を策定します。

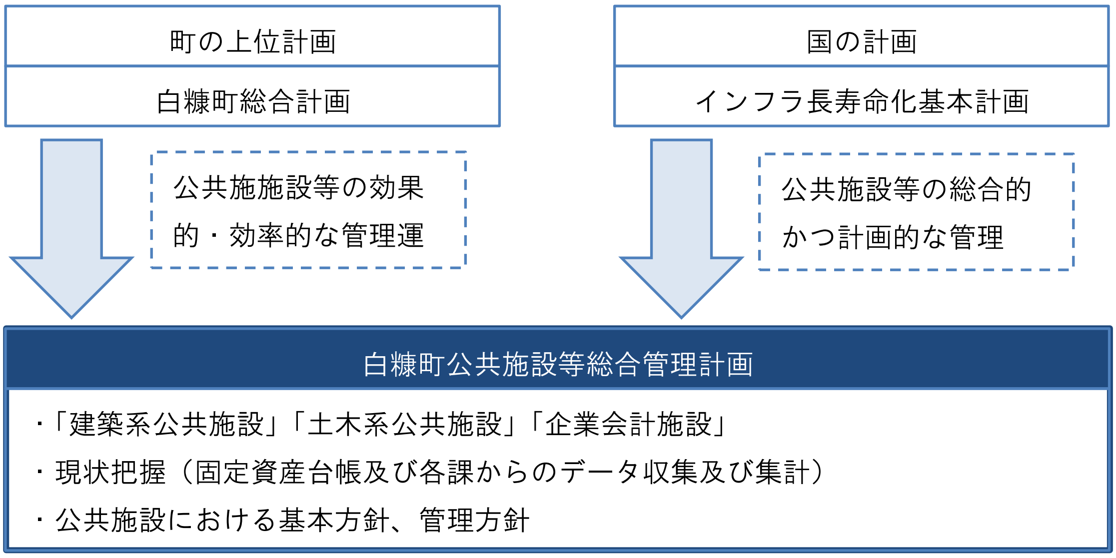

公共施設等総合管理計画は、公共施設全般における基本方針、管理方針とともに、施設類型ごとの管理に関する基本的な考え方も記載します。個別施設計画については、既に策定されている計画と本計画との整合を図るとともに必要に応じて新規に策定を検討します。

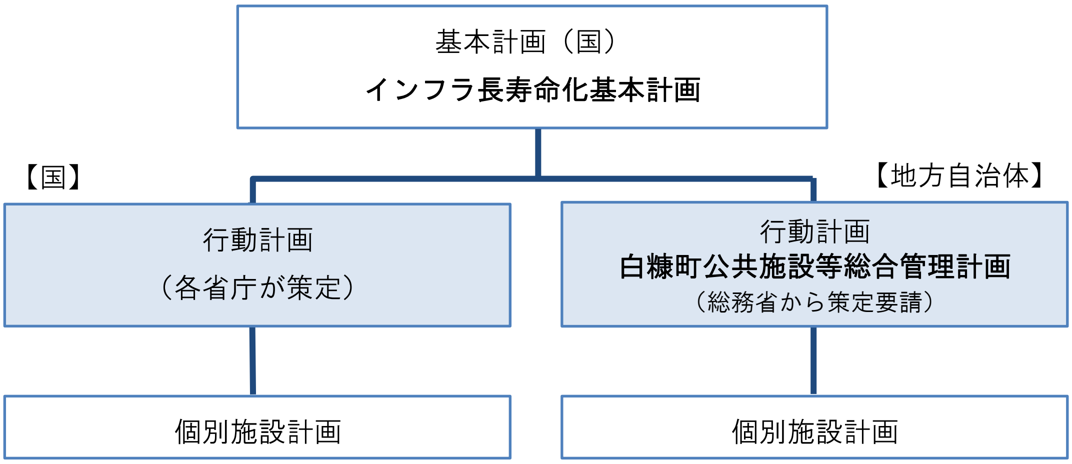

2．計画の位置づけ

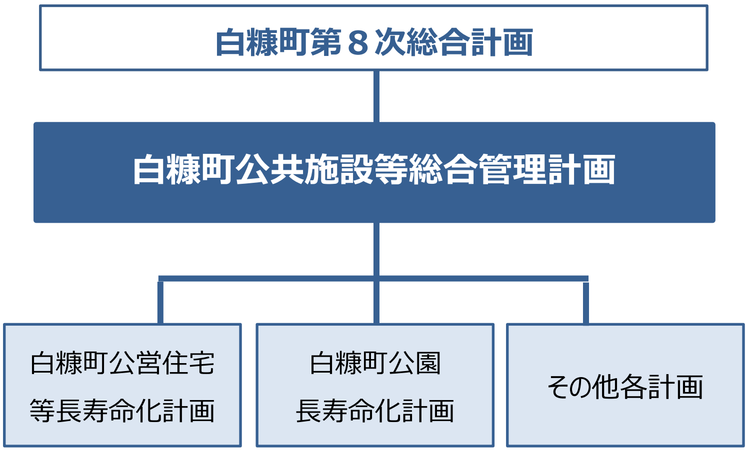

3．計画期間

本計画は、公共施設等の寿命が数十年に及び、中長期的な展望が不可欠であることから、長期的な視点に基づき検討します。

計画期間については、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間を計画期間とします。

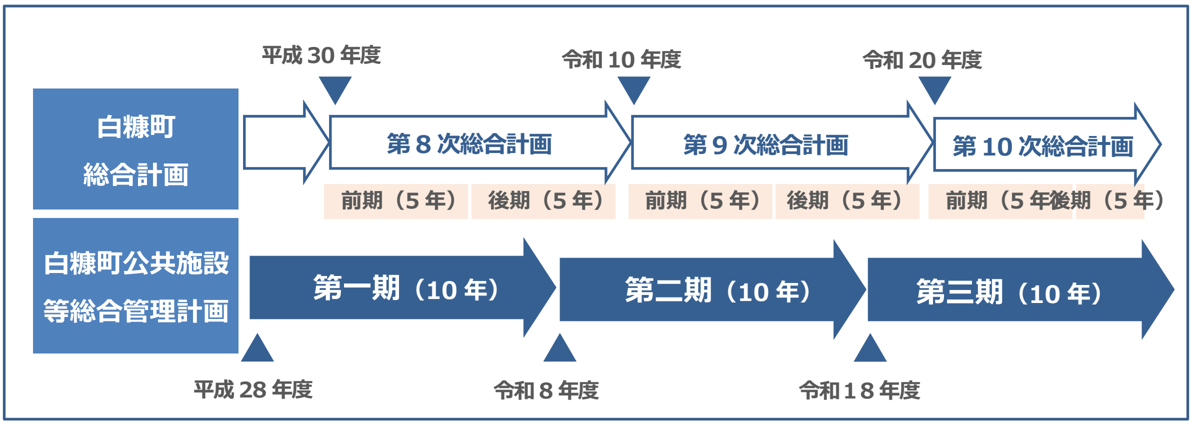

４．対象範囲

本計画は、本町が所有する財産のうち、建築物系公共施設及び土木系インフラ資産を含む全ての公有財産を対象とします。

公共施設等

建築系公共施設
- ■町民文化系施設
- ■社会文化系施設
- ■スポーツ･レクリエーション系施設
- ■産業系施設
- ■学校教育系施設
- ■子育て支援施設
- ■保健･福祉施設
- ■行政系施設
- ■町営住宅
- ■公園
- ■供給処理施設
- ■その他

土木系公共施設
- ■道路
- ■橋梁
- ■河川
- ■公園等

企業会計施設
- ■簡易水道施設
- ■下水道施設

土地
- ■土地

5．取組体制

施設を担当する各課を横断的に管理し、一元的な管理を行い、施設を効率的に維持管理する目的で、公共施設等マネジメント推進体制を構築します。本計画の推進に当たっては、施設総体を把握し、一元的に管理する総括組織として「企画財政課」が統括します。

この組織は、横断的な組織として各課の調整機能を発揮し、公共施設等マネジメントの推進について本計画の方針の改定や目標の見直しを行っていくもので、企画財政課長は公共施設等全体の管理を総括する公共施設等マネジメント統括を行います。

次項の図表上段は、公共施設等マネジメント統括の組織体制のイメージです。下段は公共施設等をマネジメント統括する企画財政課の公共施設等に関する機能のイメージです。公共施設等マネジメント統括は以下のとおりです。

①公共施設等に関して各課全てを横断する位置づけの組織であること。
②公共施設等に関して主要業務を一元的に遂行できる機能をもつこと。
③公共施設等に関して町長と密接に連携を図る組織であること。

また、本組織では次の項目を実施していきます。

①財政との連携
効果的かつ効率的なマネジメントを実施していくには財政との連携が必要不可欠であること。
②町民との協働
町民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行うこと。
③職員の意識改革
職員一人ひとりが公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識をもって取り組み、町民サービスの向上のために創意工夫を実践すること。

また将来的には、組織から独立した自律的な監査部門の設置を目指すこと。

<組織の位置づけ>

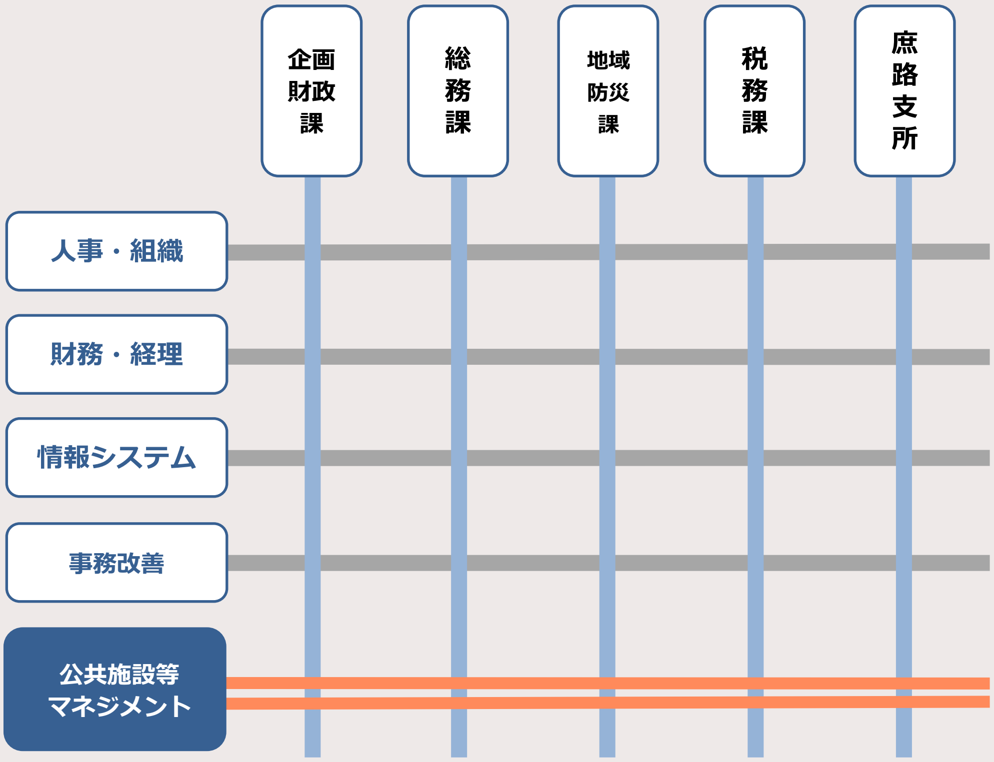

<公共施設等に関する機能>

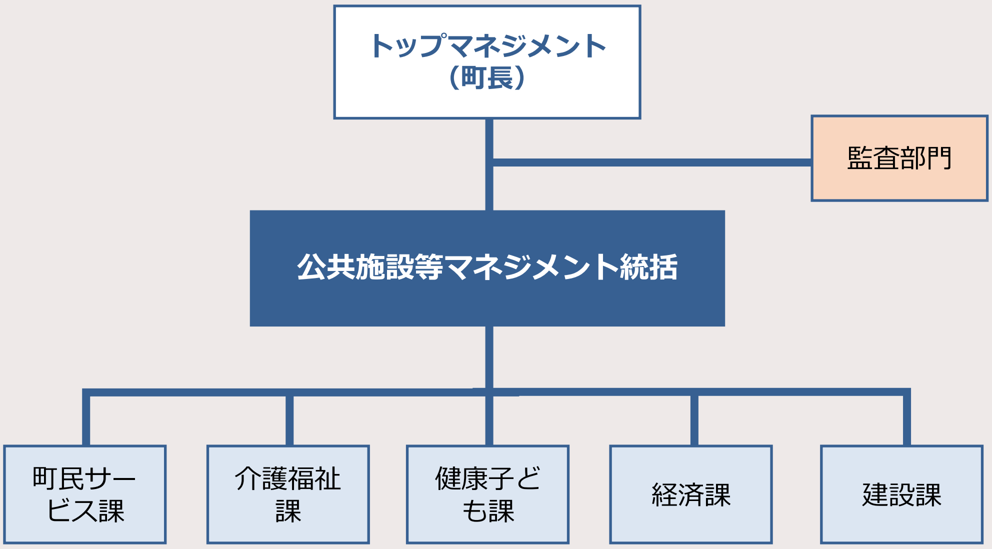

第２章

本町の現状

１．位置・面積
２．人口動向
３．財政状況
４．対象施設
５．更新費用試算
６．対象施設の現状と課題

1．位置･面積

白糠町は北海道釧路総合振興局の西南部に位置する町です。東西は釧路市、北は十勝総合振興局の足寄町、本別町、浦幌町に隣接し、町南部は太平洋に面しています。町北部の阿寒富士を頂点として山地と丘陵地が連なり、起伏の多い傾斜線から沿岸にかけて平野状となっています。

茶路川、庶路川、和天別川の 3 河川が町を流れ、河川沿いに市街地が形成されています。

気候は、全域を通して太平洋側東部型気候となっていて、5 月から 7 月にかけては沿岸部に海霧が発生し、8 月から 9 月にかけては降水量が多くなっています。また、初秋から冬季にかけてはシベリアからの移動性高気圧によって晴天が続き、積雪量も道内では比較的少ない地域です。

町の交通網は海岸沿いには JR 根室本線と国道 38 号が通っており、また平成 28 年 3 月には道東自動車道の白糠 IC～庶路 IC～阿寒 IC 間が開通したことで、道央などへの便もよくなり白糠町内外へのアクセスが向上しました。

■面積：773.53 ㎢

■広ぼう：東西 38.6 km／南北 50.5 km

■位置：東　東経 144 度 13 分 42 秒／南　北緯 42 度 55 分 12 秒
　　　　西　東経 143 度 45 分 17 秒／北　北緯 43 度 22 分 30 秒

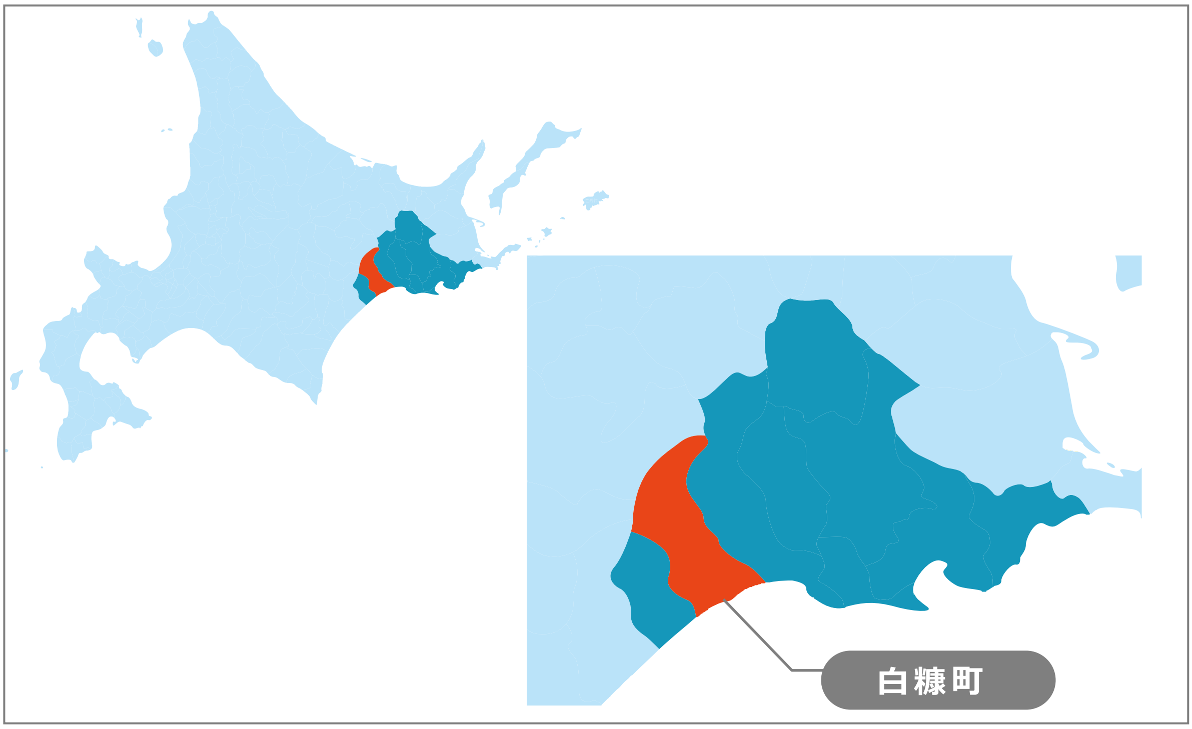

2．人口動向

（1）人口の推移

本町の総人口は 1980 年の 14,514 人から毎年減少傾向となり、2010 年には 1 万人を下回っています。年齢 3 階層別人口の推移をみると、1980 年には高齢人口（65 歳以上）の割合が 8.4%だったものが、2015 年には 37.0%へと増加し、逆に年少人口（15 歳未満）の割合は 1980 年の 23.5%から 2015 年には 9.4%と減少しています。

性・年齢別人口構成の変遷では、1980 年は生産年齢人口（15～64 歳）、年少人口が多くの割合を占めていましたが、2015 年には 60 歳～64 歳が最大になり、年少人口が減少しています。

①年齢 3 階層別人口の推移(1980 年～2015 年)

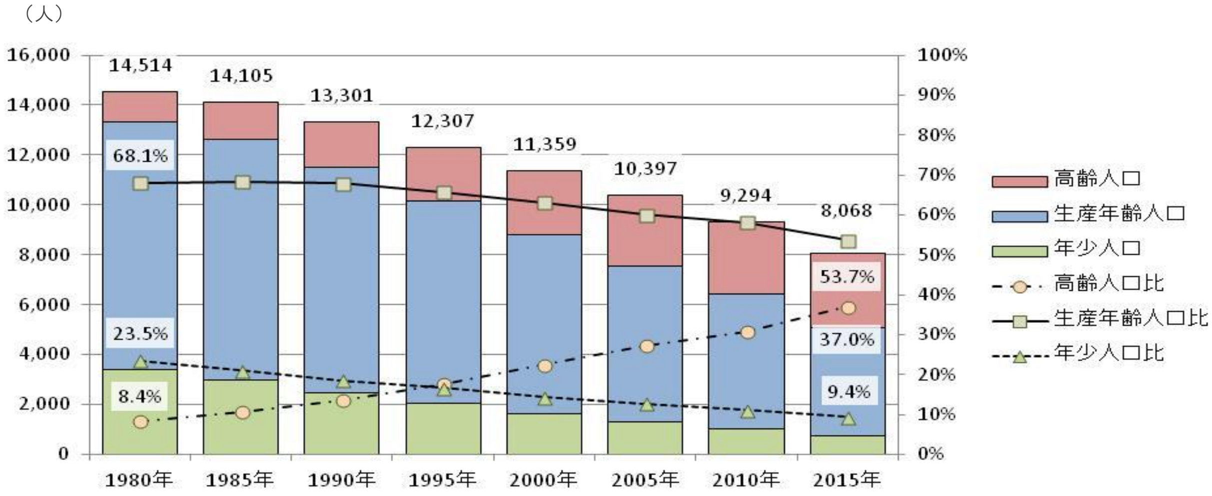

出典：白糠町人口ビジョン

②性・年齢別人口構成の変遷

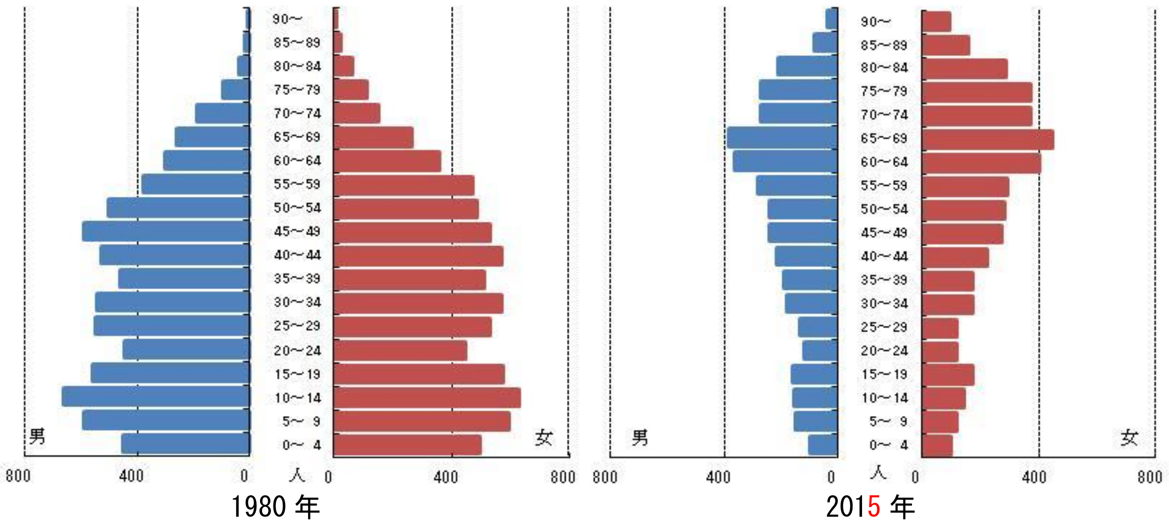

出典：白糠町人口ビジョン

③出生・死亡（自然増減）数、転入・転出（社会増減）数の推移

本町の自然増減は 1992 年ごろまでは増加傾向にありましたが、1992 年以降は減少が続いています。死亡による自然減はおおむね一定数で推移していますが、近年では出生数の減少により自然減傾向にあります。

社会増減は年によって相違はあるものの 1980 年から減少傾向が続いています。1980 年代、1990 年は転入転出とも 500 人から 600 人前後で推移していましたが、2000 年代以降は 300 人から 400 人で推移しています。

■自然増減

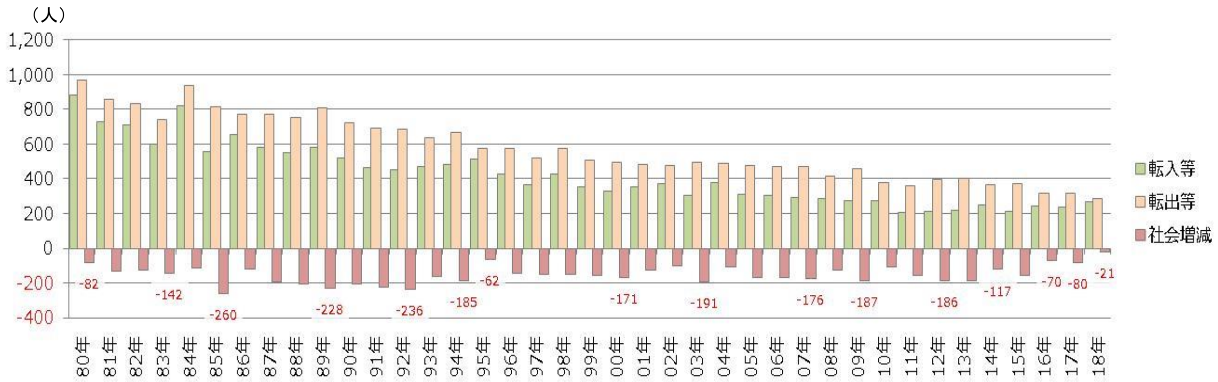

■社会増減

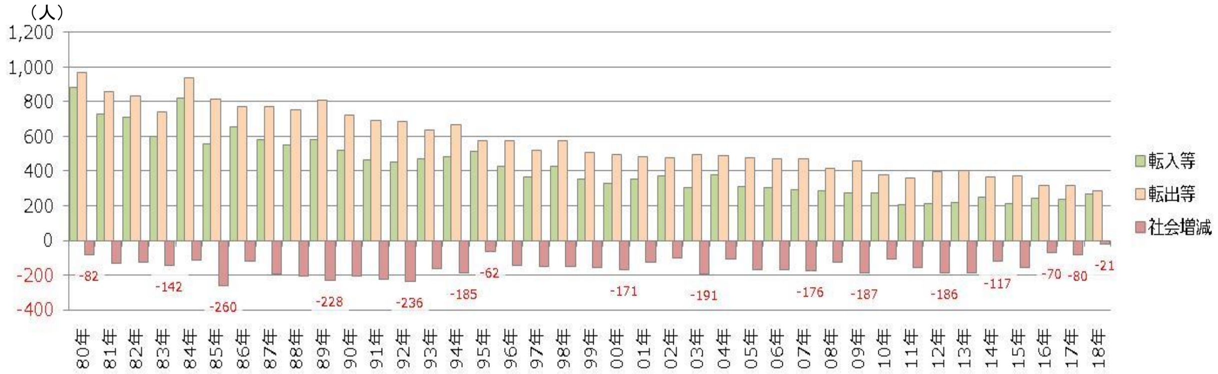

出典：白糠町人口ビジョン

（２）将来人口の展望

本町の人口減少は進行し、一層の少子高齢化が進むことが推計されていますが、様々な施策と人口対策を効果的かつ一体的に行うことにより、2040 年に 6,157 人、2060 年には 5,284 人を維持することを目標としています。

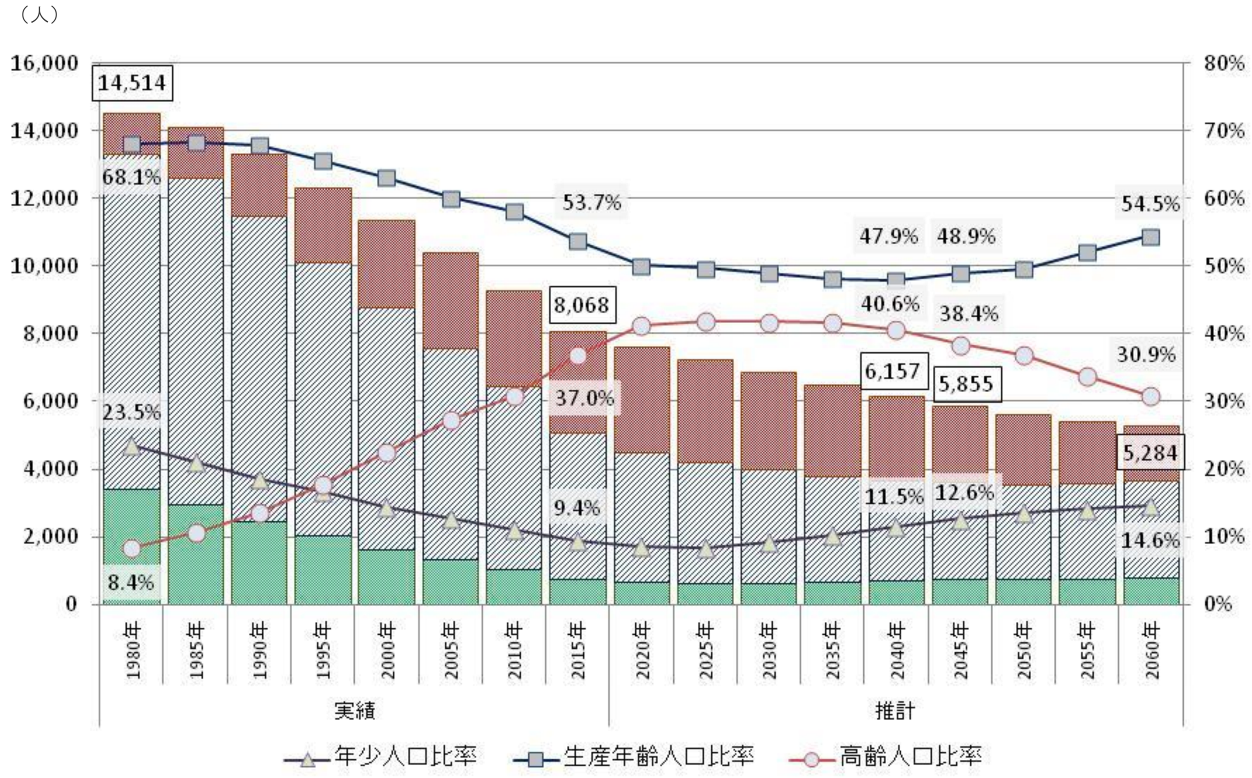

出典：白糠町人口ビジョン

3．財政状況

（1）歳入

本町の歳入総額は、2011 年から 2015 年までは 67～78 億円前後で推移していましたが、2017 年から 2020 年にかけて 198 億円に推移しています。

2020 年では、歳入のうち約 5 割以上をその他一般財源が占め、地方税は毎年ほぼ 10 億円前後で推移しています。

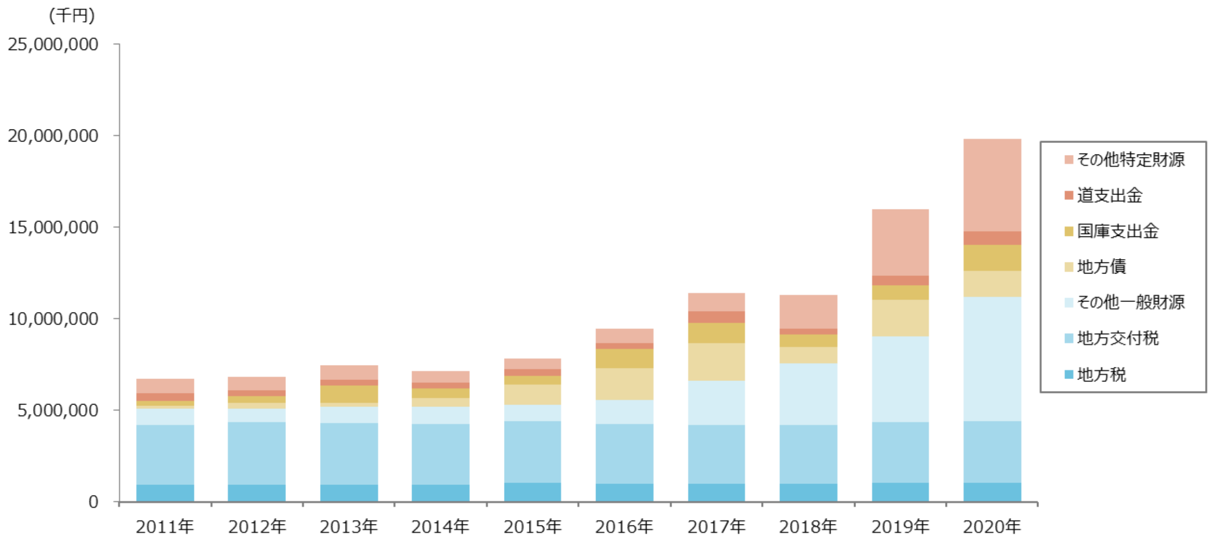

単位：千円

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
地方税	916,693	918,390	897,017	922,814	1,016,688	984,691	959,094	958,292	1,043,535	1,036,510
地方交付税	3,252,954	3,414,678	3,407,549	3,293,684	3,361,499	3,279,752	3,203,501	3,226,053	3,298,793	3,382,395
その他一般財源	900,191	768,447	866,625	974,718	894,127	1,277,117	2,426,359	3,373,110	4,710,652	6,764,876
地方債	179,200	309,200	234,200	461,200	1,152,000	1,776,800	2,073,000	885,400	1,985,400	1,451,500
国庫支出金	281,054	359,730	949,425	513,484	473,560	1,050,370	1,126,391	713,813	771,632	1,404,001
道支出金	388,165	331,550	325,929	333,757	356,123	306,658	607,130	319,474	537,094	749,005
その他特定財源	790,637	695,149	793,878	628,382	563,151	772,816	1,006,649	1,822,515	3,648,223	5,015,825
合計	6,708,894	6,797,144	7,474,623	7,128,039	7,817,148	9,448,204	11,402,124	11,298,657	15,995,329	19,804,112

（２）歳出

本町の人件費は、2011 年の約 15 億円をピークに年々減少し、2014 年から約 13 億円で推移しています。維持補修費は、2020 年で 1 億 5000 万円まで推移し、扶助費は約 6 億円に達しています。

投資的経費では 2016 年から約 30 億円に急増し増減を繰り返し、約 30 億円を維持しています。

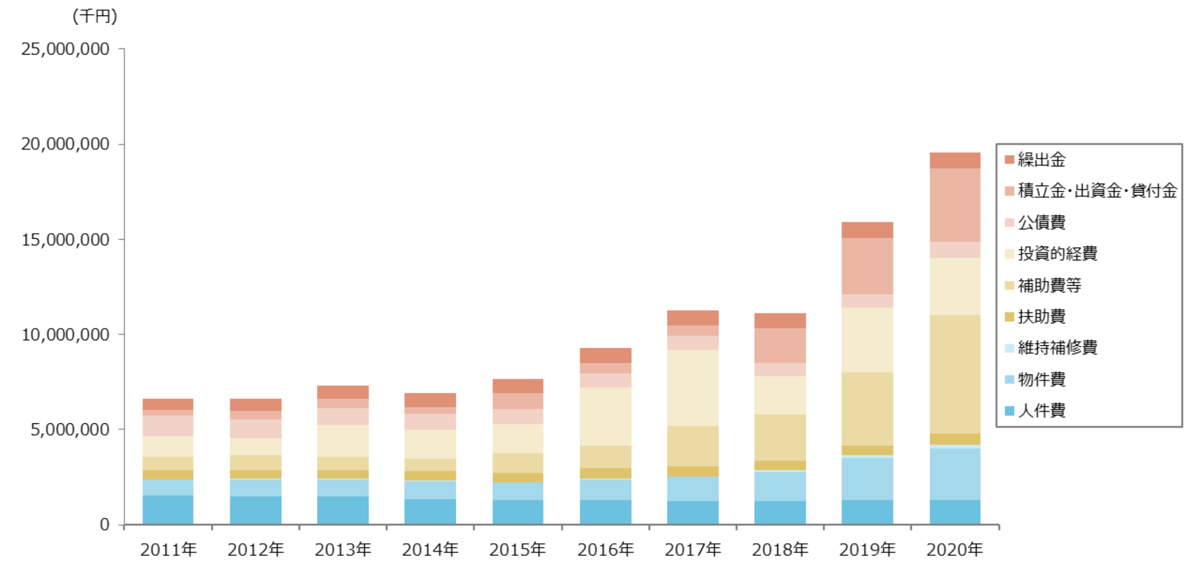

単位：千円

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
人件費	1,523,238	1,507,415	1,464,495	1,361,209	1,287,628	1,314,083	1,262,797	1,251,358	1,284,442	1,309,409
物件費	851,049	886,175	930,726	932,010	929,305	1,086,398	1,243,396	1,506,236	2,225,506	2,720,438
維持補修費	12,416	16,593	14,290	17,830	19,164	30,713	16,644	132,583	143,460	154,920
扶助費	484,161	477,747	477,045	503,727	479,983	529,636	531,752	496,970	498,102	634,663
補助費等	712,577	786,094	684,783	664,257	1,042,589	1,197,165	2,128,578	2,384,543	3,859,841	6,212,810
投資的経費	1,045,610	857,366	1,691,512	1,503,025	1,543,540	3,042,952	4,008,608	2,018,385	3,376,933	2,983,303
公債費	1,106,395	987,936	874,093	840,302	776,194	761,730	720,888	698,425	710,517	854,398
積立金・出資金・貸付金	270,203	463,816	506,830	343,935	859,081	548,183	544,600	1,836,679	2,968,302	3,833,982
繰出金	619,529	642,034	692,456	751,441	729,196	773,088	793,135	813,801	816,852	869,785
合計	6,625,178	6,625,176	7,336,230	6,917,736	7,666,680	9,283,948	11,250,398	11,138,980	15,883,955	19,573,708

4．対象施設

（1）対象施設

原則、本町の所有する全ての施設を対象とします。
ただし、面積 10 ㎡以下の建物については除外しています。

（2）施設の分類

本町の所有する主な建築系公共施設を下表に分類しました。

対象施設の分類表

大分類	中分類	小分類
町民文化系施設	集会施設等	集会所、寿の家、多目的交流施設、町民センター、生活改善センター、公民館、振興センターコミュニティーホール、白糠生活館、コミュニティセンター、社会福祉センター、やまびこ会館
社会文化系施設	博物館等	ウレシパチセ
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	パークゴルフ場、町営球場、スケートリンク、テニスコート、武道館、温水プール、総合体育館
	レクリエーション施設・観光施設	恋問館メイクセンター、縫別自然の家、青少年旅行村
産業系施設	産業系施設	畜舎、さけ中間育成施設、ししゃも人工ふ化場、和天別パイオニアセンター、共同利用模範牧場、酪農研修センター、酪農研修センター、D型ハウス、（森林総合利用促進事業）総合案内施設、乾草庫、糞尿処理施設、飼料調整室、農機具庫
学校教育系施設	学校	小学校、中学校、学園
	その他教育施設	総合給食センター
子育て支援施設	幼保・こども園	白糠こども園、庶路こども園
	幼児・児童施設	児童館、子ども発達支援センター
保健・福祉施設	保健施設	保健センター
行政系施設	庁舎等	役場庁舎、支所
	消防施設	白糠消防会館、庶路分遣所消防庁舎、西庶路分遣所消防庁舎
町営住宅	町営住宅	町営住宅、改良住宅
公園	公園	公園、便所
供給処理施設	供給処理施設	クリーンセンター、一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設、ストックヤード、廃棄物簡易焼却炉
その他	その他	斎場、墓地、共同作業所、町営バスターミナル・車庫、除雪車両車庫、旧管理棟、旧庶路ダム公宅、旧くしろ西森林組合事務所、旧公民館分館職員住宅、教員住宅、栄指定住宅１号、生活排水終末処理場
簡易水道施設	簡易水道施設	中庶路日の出地区飲用水ポンプ運転管理棟、二股給水施設、和天別地区営農用水施設、茶路簡易水道施設（浄水場）
下水道施設	下水道施設	白糠下水道管理センター

（３）施設の現状

建築系公共施設の延床面積は町営住宅が 29.8%、学校教育系施設が 21.1%、町民文化系施設が 9.8%の順に多くなっています。

建築系施設総括表

大分類	施設数	延床面積（㎡）
町民文化系施設	33	10,736
社会文化系施設	1	289
スポーツ・レクリエーション系施設	15	8,253
産業系施設	28	10,322
学校教育系施設	9	23,052
子育て支援施設	5	3,012
保健・福祉施設	2	762
行政系施設	5	8,344
町営住宅	84	32,673
公園	11	324
供給処理施設	6	2,083
その他	69	9,650
合計	268	109,500

【延床面積の割合】

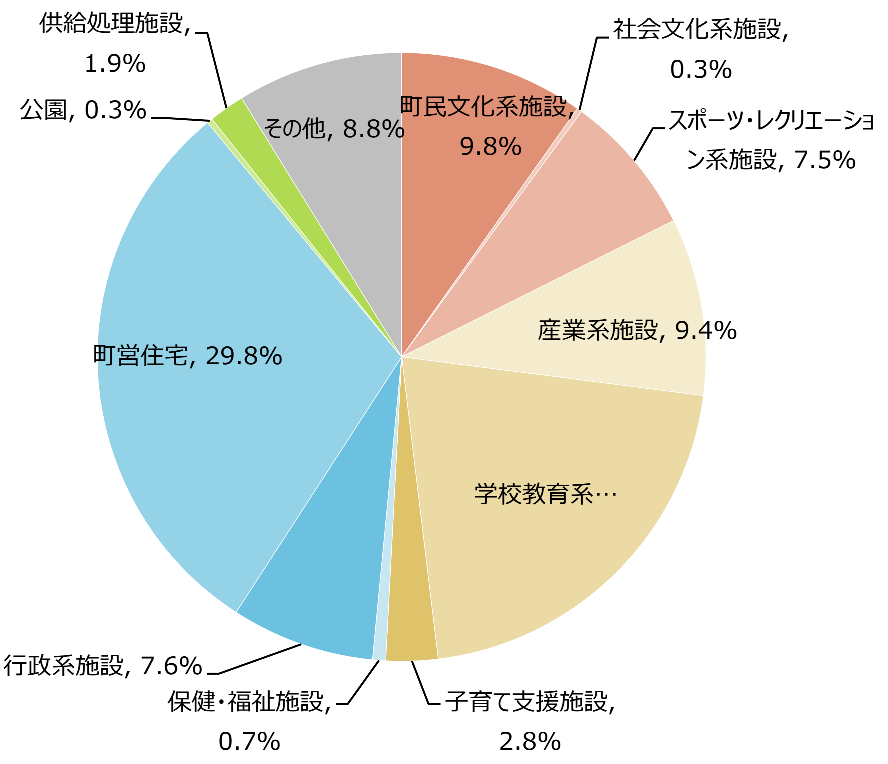

土木系インフラ資産総括表

施設分類		施設数	延長等
道路		462	実延長　341,520m 面積　1,697,917 ㎡
橋梁		131 橋	総延長　6,298m 面積　36,645 ㎡
簡易水道施設	配水管	―	総延長　43,209m
下水道施設	下水道管	―	総延長　59,644m

5．更新費用試算

（1）試算条件

①基本的な考え方

- 更新年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、延床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。
- インフラ（道路・橋梁・上下水道）等は、整備済み面積や整備延長等に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。

②耐用年数･更新の考え方

【建築系施設】

- 標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）とされる 60 年を採用することとします。
- 建設後 30 年で建築物の大規模改修を行うものとします。
- 建設時からの経過年数が 31 年以上 50 年未満の建築物については、今後 10 年間で均等に大規模改修を行うものと仮定します。
- 建設時より 50 年以上経ているものについては、建て替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに 60 年を経た年度に建て替えると仮定します。

【インフラ資産】

- 道　　路：舗装の耐用年数 10 年と一般的な供用寿命の 12～20 年をふまえ 15 年とし、全整備面積を 15 年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定します。
- 橋　　梁：整備した年度から法定耐用年数の 60 年を経た年度に更新すると仮定します。
- 簡易水道：整備した年度から法定耐用年数の 40 年を経た年度に更新すると仮定します。
- 下 水 道：整備した年度から法定耐用年数の 50 年を経た年度に更新すると仮定します。

③更新単価の考え方

- 既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に用途別に設定された単価を使用します。なお、更新単価において地域差は考慮しないこととします。
- 大規模改修の単価は、建て替えの約 6 割で想定します。
- インフラ資産については、関連調査及び統計等を基に整備済み面積や整備延長に対しそれぞれ設定された更新単価を使用します。

公共施設用途別単価

施設分類	大規模改修	建て替え
町民文化系施設	25　万円/㎡	40　万円/㎡
社会文化系施設	25　万円/㎡	40　万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20　万円/㎡	36　万円/㎡
産業系施設	25　万円/㎡	40　万円/㎡
学校教育系施設	17　万円/㎡	33　万円/㎡
子育て支援施設	17　万円/㎡	33　万円/㎡
保健・福祉施設	20　万円/㎡	36　万円/㎡
行政系施設	25　万円/㎡	40　万円/㎡
町営住宅	17　万円/㎡	28　万円/㎡
公園	17　万円/㎡	33　万円/㎡
供給処理施設	20　万円/㎡	36　万円/㎡
その他	20　万円/㎡	36　万円/㎡

インフラ資産更新単価

施設分類	細目		更新
道路	一般道路		4,700　円/㎡
	自転車歩行者道		2,700　円/㎡
橋梁	橋梁		448　千円/㎡
簡易水道	導水管・送水管	300mm 未満	100　千円/m
		300～500mm	114　千円/m
		500～1000mm 未満	161　千円/m
	配水管	150mm 以下	97　千円/m
		200mm 以下	100　千円/m
		250mm 以下	103　千円/m
		300mm 以下	106　千円/m
		350mm 以下	111　千円/m
下水道	管種別		124　千円/m
	管径別	250mm 以下	61　千円/m
		251～500mm	116　千円/m
		501～1000mm	295　千円/m

（※総務省公共施設等更新費用試算ソフトの用途別単価を応用しています）

（２）試算結果

建築系公共施設における将来の更新費用の推計を下記に示しました。更新費用を試算した結果、今後 40 年間で 488.2 億円（年平均 12.2 億円）かかることがわかりました。直近 5 年平均の既存更新分及び新規整備分の 0.4 倍の費用になります。

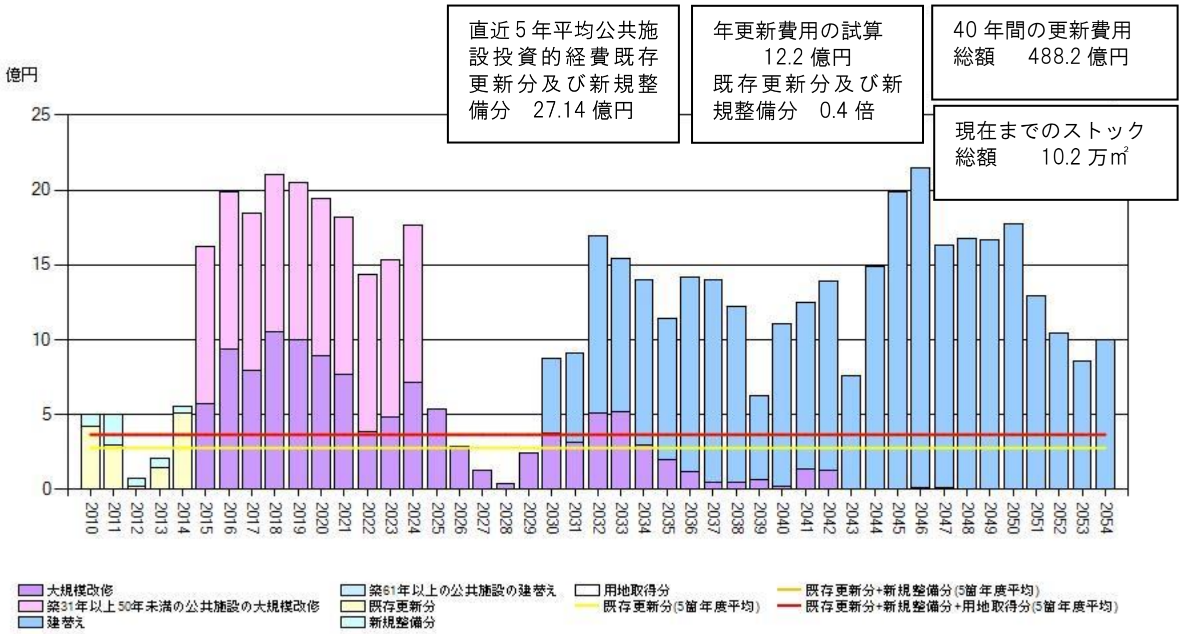

上記に土木インフラ等工作物を加えた将来の更新費用の推計を下記に示しました。
今後 40 年間の整備額は 880.1 億円、１年当たりの整備額は 22.0 億円と試算されました。

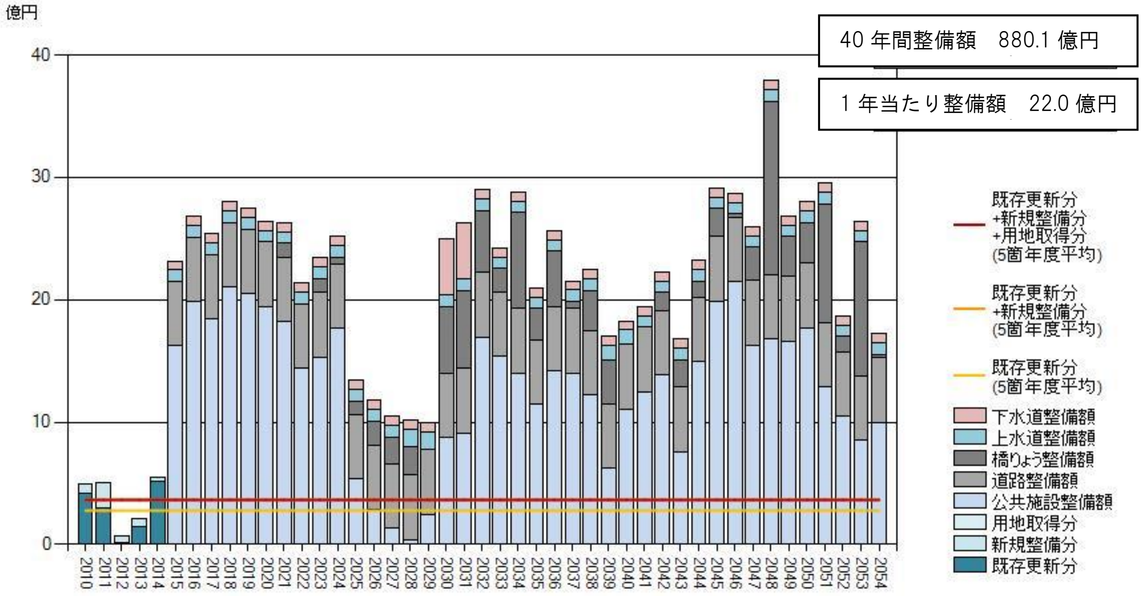

6．対象施設の現状と課題

（１）公共建築物の現状と課題

対象施設について建築年度別に施設分類ごとの延床面積をグラフに示しています。

公共施設等（道路、橋梁等の土木系公共施設を除く）全体としては、268 施設となっており、総延床面積は 109,500 ㎡なので、本町一人当たりの公共施設延床面積は 13.6 ㎡となります（平成 28 年国勢調査：本町の人口 8,068 人で試算）。

全国平均値は 3.22 ㎡／人（公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果 平成 24 年 3 月 総務省自治財政局財務調査課）となっていますので、約 4.2 倍の面積を所有していることになります。

公共施設の建物のうち、町営住宅が 29.8%、学校教育系施設が 21.1%で町営住宅と学校教育系施設を合わせて 50.9%と、全体の半数以上を占めています。

建築年別では、人口が増加する時期の 1980 年代（昭和 50 年代）にかけて、公共施設が多く建設されてきたことがわかります。

建築年から見て特に老朽化している公共施設等には、学校教育系施設等があります。

建築年別の延床面積推移

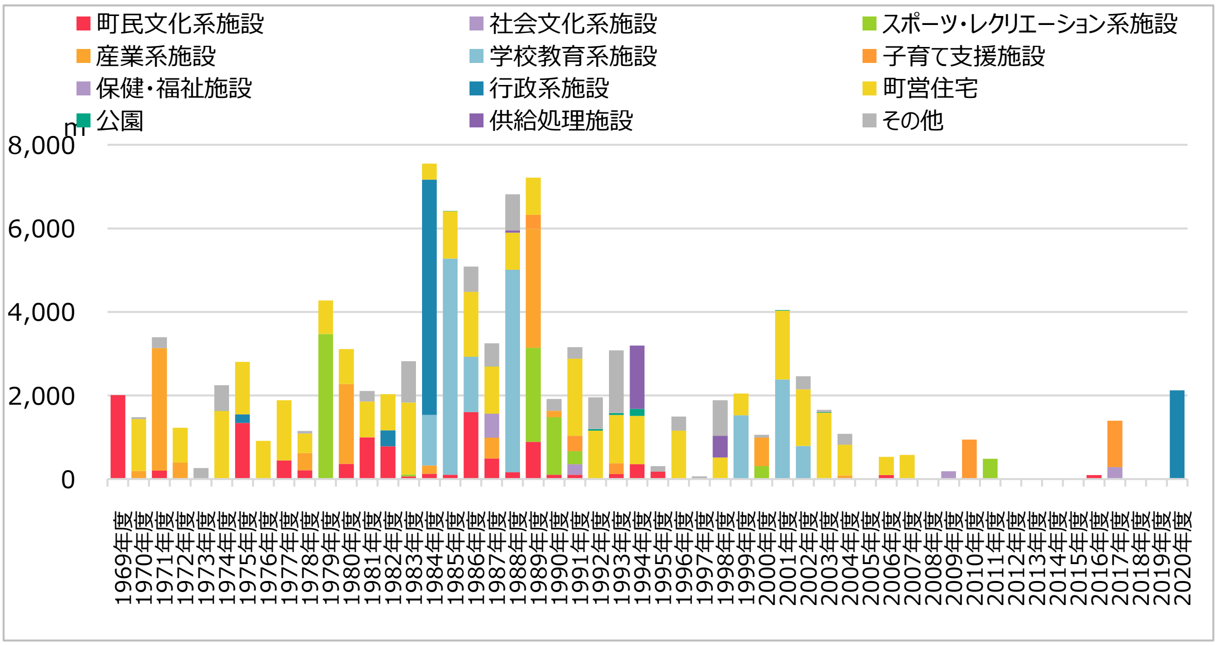

（2）インフラ資産の現状と課題

土木系公共施設の全体は、道路、橋梁、河川、公園等です。企業会計施設としては簡易水道施設、下水道施設があり、その他に土地が分類されます。

土木系公共施設全体の多くは耐用年数が 50 年と言われており、それを過ぎると老朽化が進行します。道路・橋梁は毎年同額程度の維持管理費が発生し、下水道整備は 2040 年代後半に集中する予測が出ています。

建物と同様に今後多くの土木系公共施設が、安全性の観点から改修や更新時期を迎えることとなります。土木系公共施設の維持管理で重要なことは実態（施設数、経過年数、老朽化度等）を把握し、予防保全の観点から経験と知見を共有し、点検を実施することが求められます。

（3）建物の更新費用予測から試算した課題

本章において分析・試算したとおり、全ての建築系公共施設を更新した場合、今後 40 年間で488.2 億円（年平均 12.2 億円）の費用が必要となる見込みです。また、大幅な歳入の増加は難しい社会情勢の中、老朽化が進む施設の改修や建て替えにまわす財源の確保を進めるとともに、更新や整備を行う際の費用の抑制と平準化を図ることが求められます。

建築系公共施設については、現在保有している施設の全てを同数同規模で維持し、更新していくことは費用的にも無理が生じてきます。これからは、安全面や施設機能を充実させ維持していくことが重要であり、そのためには、将来の人口減少を勘案しつつ財政状況の見通しを立て、建て替えや大規模改修に係る経費を実施可能な水準にまで引き下げなければなりません。

インフラ系公共施設については、市民の生活基盤として現に使用されていることから、これを縮減していく目標は定めないこととし、必要に応じて施設のあり方を検討しコスト縮減に努めるものとします。

公共施設の数値目標は、人口減少の割合に合わせ、公共施設（建築系公共施設）保有量を縮減するものとして算出します。本町の人口は 2040 年には 6,157 人になると推計しています。公共施設保有量も人口に応じ効率的に町民サービスの水準と効果を維持しながら最適化を図ります。

第３章

公共施設等総合管理計画の基本方針

１．公共施設等の管理に関する基本的な考え方
２．実施方針
３．推進体制

1．公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本町の公共施設における現状と課題から、将来、施設の長寿命化を目指した改修・更新にかかるコスト試算の結果を踏まえ、基本となる全体目標を設定します。公共施設を建築系公共施設とインフラ系公共施設（土木系施設、企業会計施設）に大別した上で検討を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図ります。

（1）建築系公共施設

①新規整備について

長寿命化、維持補修計画などの策定を行い適正に実施し、既存施設の有効活用を図ります。新規整備は原則として行わないものとし、新規建設等が必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内で費用対効果を考慮して行います。

将来的な高齢人口、年少人口比率の変化に対応しつつ、公共施設の適正化を図ります。

②施設の更新（建て替え）について

施設の統合・整理や遊休施設の活用など、学校を含めた施設の複合化等によって、機能を維持しつつ施設総量を縮減します。複合施設においては、管理・運営についても PPP や PFI の活用を検討するなどデータの一元管理を図ります。施設の複合化により空いた土地は、有効活用又は公募などによる処分の促進を図ります。

③施設総量（総床面積）について

更新の際は、統合を検討し複合施設とすることで施設総量を減らすことを検討します。

利用率が低く、将来的にも需要が見込めない施設については、運営及び利用目的の見直しを行い、統廃合も検討します。

④施設コストの維持管理、運営コストについて

運営については指定管理の利用や地域住民による維持管理協力等、民間の活用を促進します。PPP／PFI など民間の力の活用を検討するなど施設を維持しつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減に努めます。

⑤ゾーニング手法について

ゾーニング手法によって施設ごとの活用方法を見直しながら、公共施設の数、規模、機能、位置等を総合的に検討します。

各種公共施設については保有最適化を図ります。

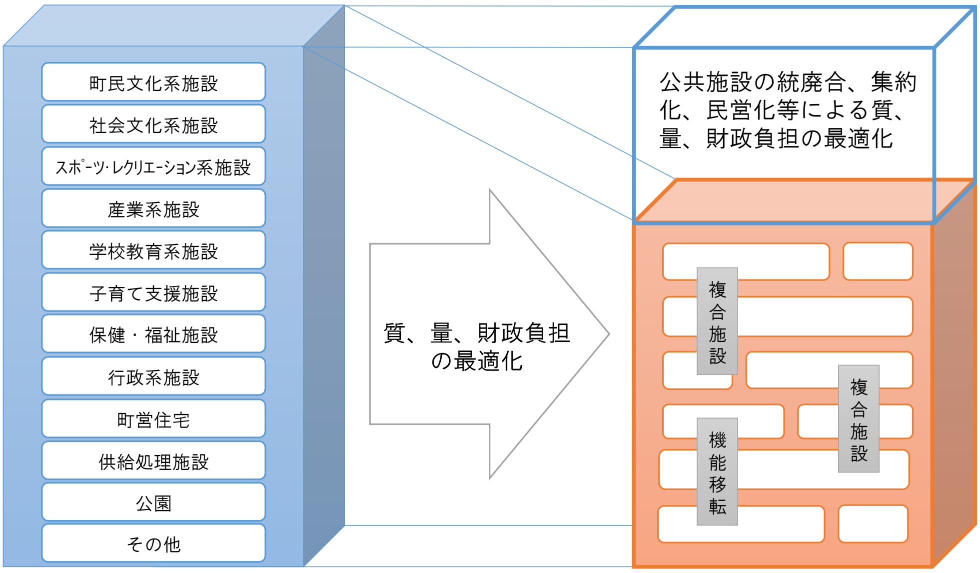

（２）インフラ系公共施設

①現状の更新費用（一般財源）について

予算総額の範囲内で費用対効果や経済波及効果を考慮し、新設及び改修・更新をバランスよく実施します。

優先順位の設定等により、予算総額の縮減に合わせた更新費用を設定します。

②ライフサイクルコストについて

維持補修と長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進、ライフサイクルコストを縮減します。

PPP／PFI など、民間活力の活用を検討するなど、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減します。

※　PPP　（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）とは
事業の企画段階から民間事業者が参加するなど、より幅広い範囲を民間に任せる手法です。

※　PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ：建設、維持管理及び運営に、民間の資金を活用）とは
国や地方自治体が基本的な事業計画をつくり、資金やノウハウを提供する民間事業者を入札などで募る方法です。

※　ライフサイクルコスト（LCC）とは
建物における計画・設計・施工から、その建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額を「建物のライフサイクルコスト」といいます。 設計費が全体に占める比率は小さいですが、計画・設計の内容はその後のランニングコストに大きく影響します。

2．実施方針

（1）点検・診断等の実施方針

①点検･保守

建物は、数多くの部品・部材や設備機器など様々な素材が組み合わされて構成され、それぞれの目的と機能をもっています。それらの部材、設備機器は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。

日常管理では、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって、建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使っていくための総合的な管理運営や実際の点検･保守･整備などの業務を行います。

参考：建築･設備の日常点検項目

建　物		
構造別	小項目	点検方法等
構造体の安全について	各種荷重に対するチェック	①固定荷重 ②積載荷重 ③積雪荷重 ④風圧力 ⑤地震力 ⑥その他荷重（土圧、水圧、移動荷重、建築設備荷重、作業荷重）
屋根･屋上について	①防水に対するチェック ②パラペット ③ルーフドレン･とい ④屋上柵･タラップ ⑤丸環 ⑥金属板葺き屋根 ⑦石綿スレート葺き屋根	①防水保護塗膜の点検 ②定期的清掃点検 ③定期的清掃点検 ④定期的手入れと点検 ⑤定期的手入れと点検 ⑥早めの点検補修 ⑦暴風雨前後の点検手入れ
外装仕上げについて	①吹付け塗装 ②タイル張り ③石･擬石･テラゾー ④非鉄金属仕上げ ⑤鉄部の塗装 ⑥シーリング材 ⑦ガラス	①定期的な吹付けなおし ②定期的点検 ③定期的点検 ④定期的清掃と塗り替え ⑤定期的清掃と塗り替え ⑥定期的手入れ ⑦破損点検
建具について	①アルミ製建具 ②鋼製建具 ③シャッター･防火扉 ④建具金物	①定期的点検、パッキン材取替え ②定期的清掃点検 ③定期的な点検整備 ④締めつけ調整
内部仕上げについて	①石･擬石･テラゾー ②陶磁器質タイル ③モルタル･コンクリート ④弾性床材 ⑤板張り･フローリング･ブロック ⑥カーペット類 ⑦塗装 ⑧壁紙･布張り木材生地	①～⑧省略
厨房･浴室･便所など 水を使用する場所について	①厨房 ②浴室 ③便所	①定期的清掃、グリストラップの内部点検 ②使用後の清掃、換気 ③拭き取り清掃
外構･その他について	①境界標石 ②排水溝･会所	①隣接地工事の際注意 ②点検清掃

設　備		
設備別	小項目	点検方法等
電気設備について	①電気主任技術者の選任 ②電気設備の法定	①建物の電気設備の契約電力が 50KW 以上の場合には電気主任技術者の選任が必要。 ②非常照明設備・自動火災報知設備などは「建築基準法」「消防法」に基づく有資格者による定期点検・検査報告などが義務付けられている。
給排水衛生設備について	①消火設備 ②給排水衛生	①消火栓・スプリンクラー設備については「建築基準法」「消防法」に基づき有資格者による定期的な点検、検査報告などが義務付けられている。 ②運転維持管理について有資格者の選任や検査・点検事項・時期などについて法令で規制されることがある。
冷暖房換気設備について	冷暖房換気設備の維持管理	①ボイラー・冷凍機など法的運転資格者の選任、法的定期検査を受ける。 ②ビル管理法上の対象建物は法に定められた運転資格者の選任。 ③法に基づく換気設備・排煙設備は有資格者による定期点検・検査報告が義務付けられている。 ④冷暖房換気設備を構成する機器は回転振動などによる摩耗、劣化などがおきるので定期点検整備が必要。
昇降機設備について	エレベーター・エスカレーターなど	①「建築基準法」により定期点検・検査報告が義務付けられている。 ②昇降機設備は複雑な制御機構を持った精度の高い機器設備なので、維持管理は専門技術者に行わせる。
ガス設備について		ガス漏れ検知装置、その他安全装置については定期的に専門業者の点検を受ける。
汚水浄化槽設備について	日常点検・保守	①消毒液を常にタンクに確保しておく。 ②駆動装置およびポンプ設備は、常時作動させておく。

（「建築・設備の日常点検項目」建築リニューアル支援協会（ARCA）より引用）

②施設の診断

■診断の実施方針

現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性が最低限必要な診断項目となります。

- 表「公共施設診断の対象となる評価項目」を参考とし、本町で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、簡易な診断に努めます。
- 耐震診断、劣化診断など既往の診断があるものはそのデータを利用します。
- 診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことが望ましく、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

■施設の長寿命化と施設診断

施設の長寿命化を図るには、上記の診断項目に加えて、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能が要求されます。

- 表「公共施設診断の対象となる評価項目」より、本町に必要な評価項目を選択し、評価方式を構築します。
- 公共施設の主要な全施設について、施設ごとに課題と優先度を判断します。

公共施設診断の対象となる評価項目（FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)より構成）

記号	評価項目	評価内容
a	安全性	・敷地安全性（耐災害）、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
b	耐久性	・建物部位（構造・外装など）の耐久性・劣化状況
c	不具合性	・施設各部位（構造・仕上げ・付帯設備・建築設備）の不具合性
d	快適性	・施設快適性（室内環境・設備）、立地利便性
e	環境負荷性	・施設の環境負荷性（省エネ、有害物質除去など）
f	社会性	・地域のまちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン（バリアフリー化）
g	耐用性	・経過年数と耐用年数、変化に対する追随性、計画的な保全・大規模改修
h	保全性	・維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
i	適法性	・建築法規、消防法、条例
j	情報管理の妥当性	・情報収集、情報管理、情報利活用
k	体制・組織の妥当性	・統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性
l	顧客満足度	・顧客満足度、職員満足度
m	施設充足率	・地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
n	供給水準の適正性	・供給数量適正性（敷地面積、建物面積など）
o	施設利用度	・施設利用率、空室率
p	点検・保守・改修コストの適正性	・点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
q	運用コストの適正性・平準化	・運用費、水道光熱費
r	ライフサイクルコストの適正性	・ライフサイクルコスト

（２）維持管理・修繕・更新等の実施方針

①維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修に対しては、速やかな対応ができる体制を構築します。

- 清掃は建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高めます。
- 廃棄物処理については、事業系の一般廃棄物について軽減策を立案し実践します。
- 維持管理及び修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物にかかるトータルコストを縮減します。

②更新･改修の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生した際に、その都度対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し実施していくことが重要です。施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要となります。

適法性の主な管理項目

<table>
<tr><td rowspan="7">適法性管理</td><td rowspan="5">関連法規適法性</td><td>建物に関する法令</td><td>建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保健安全法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法</td></tr>
<tr><td>消防に関する法令</td><td>消防法</td></tr>
<tr><td>条例に関する法令</td><td>条例</td></tr>
<tr><td>環境に関する法令</td><td>廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法</td></tr>
<tr><td>不動産に関する法令</td><td>不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法</td></tr>
<tr><td rowspan="2">定期検査の履行</td><td>建物定期検査</td><td>消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質･水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査</td></tr>
<tr><td>建築設備定期検査</td><td>建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検</td></tr>
</table>

建物を更新することなく長期にわたって有効に活用するためには、建物の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要となります。そのため、建物の間取りや内装、設備等を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠となります。本計画の中の具体的な計画となる長期修繕計画の策定を進めながら、定期的な見直しを行う中期修繕・改修計画の展開が重要となります。

また、公共施設が更新される理由には、施設の耐久性、不具合性、施設の規模(広さ・高さ)、使いやすさなど、施設に求められる様々な性能面や法規対応において要求水準を満たすことができない場合もあるので、更新の際には種々の診断を行ってその理由を明確にする必要があります。

更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点からも土地や建物について単独更新以外の統合や複合化についての検討を行います。したがって更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針との整合性も図る必要があります。

（３）安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全の確保と資産や情報の保全を目的とした要件です。また、万一の事故・事件・災害に遭遇したときに、損害を最小限にとどめ、迅速に復旧体制を整えるために平時から備えることは、施設管理者にとって最も重要です。

下表は施設の安全性及び耐用性の観点から、それに係る安全確保の項目を抽出したものです。高い危険性が認められる項目としては、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性、耐久性が挙げられます。

施設の安全確保に係る項目（FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)）

評価項目			内 容	
大項目	中項目	小項目		
安全性	敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層の有・無
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域の有・無
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域の有・無
		敷地安全対応策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無
			緊急自動車接近	・道路幅
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地の有・無
			危険物の種類	・消防法危険物（1 類・2 類・3 類）の有・無
			保安距離	・危険物から 50m 以内、200m 以内
	建物安全性	構造安全性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度
			常時床荷重	・許容積載荷重・超過
		耐震安全性	建設年	・1981 年 6 月以前
			耐震診断	・Is 値＞0.6 /0.6＞Is 値＞0.3 /0.3＞Is 値
			耐震補強	・要・不要
			耐震等級	・等級
			免震、制震	・有・無
		耐風安全性	耐風等級	・等級
		対水安全性	浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度
		対落雷安全性	避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度
	火災安全性	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能
		避難安全性	避難路確保	・避難路確保
		消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用進入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保
	生活環境安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無 ・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況
			空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン放散速度
		水質安全性	水質検査	・有・無
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度
			危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度
		有害物質排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況（年代・部位）
			PCB 排除	・トランス・蛍光灯・シーリングから PCB 排除状況（年代・部位）
			フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況
			CCA 対策	・木造土台の CCA の有・無
		公害防止性	日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度
			風害防止性	・風害防止要件の満足度
			電波障害性防止性	・電波障害性防止要件の満足度
			騒音・振動・悪臭防止性	・音・振動・悪臭防止要件の満足度
			障害防止性	・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度
			外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度

評価項目			内 容	
大項目	中項目	小項目		
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	・経過年数の%
			耐用年数（償却）	・法的耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数（60 年）と築年の差
			外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数（40 年）と改修年の差
			付属設備耐久性	・設備耐用年数（20 年）と改修年の差
	不具合現況	構造不具合	基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況
			土台	・腐れ、欠損の状況
			柱、梁、壁、床など	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況
		外部仕上不具合	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
			外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況
		内部仕上不具合	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下の有・無
			内壁	・割れ、剥がれ、変色の有・無
			床	・割れ、剥がれ、変色の有・無
		付帯設備不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
			広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備不具合	電気設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			給排水衛生設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			空調換気設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			搬送設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			その他設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況

・本町では、この中から危険性があると認められる項目を絞り込み、評価します。
・危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。
（ただし総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合もあります。）

（４）耐震化の実施方針

本町では、既存建築物について順次耐震診断を行っています。

耐震改修と耐震補強の状況、及び主要な建築物の耐震改修対象建築物について、必要に応じ順次耐震補強工事等を実施しており、特に利用率、効果等の高い施設については、重点的に対応することとしています。その際に、構造部分の耐震性のほか、非構造部分の安全性(耐震性)についても検討を行い、施設利用者の安全確保及び災害時等を想定した十分な検討に努めます。

（５）長寿命化の実施方針

①総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長寿命化を図ります。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健全な状態に保ち、定期的に施設診断を行い、その結果により小規模改修工事を行って不具合箇所を是正することです。

そのためには、今ある公共施設等の状態を把握するための施設診断が必要で、診断結果により所定の機能・性能を確保できるところまで改修工事を行い、さらに計画的な保全を行っていきます。

②計画的な保全、長寿命化計画

下図は、施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものです。

建設から 40 年程度までは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。しかし、建設後 40 年以上経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。要求性能レベルは通常時間がたつにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。

さらに、施設の寿命を延ばすには長寿命化改修工事が必要となります。

本町の公共施設では、建て替え周期は大規模改修工事を経て 60 年とし、その時点で診断を行い、結果、使用が可能であれば長寿命化改修工事を行って、80 年まで長期使用しコストを削減することも検討します。

長寿命化における経過年数と機能・性能の関係（鉄筋コンクリートの場合）

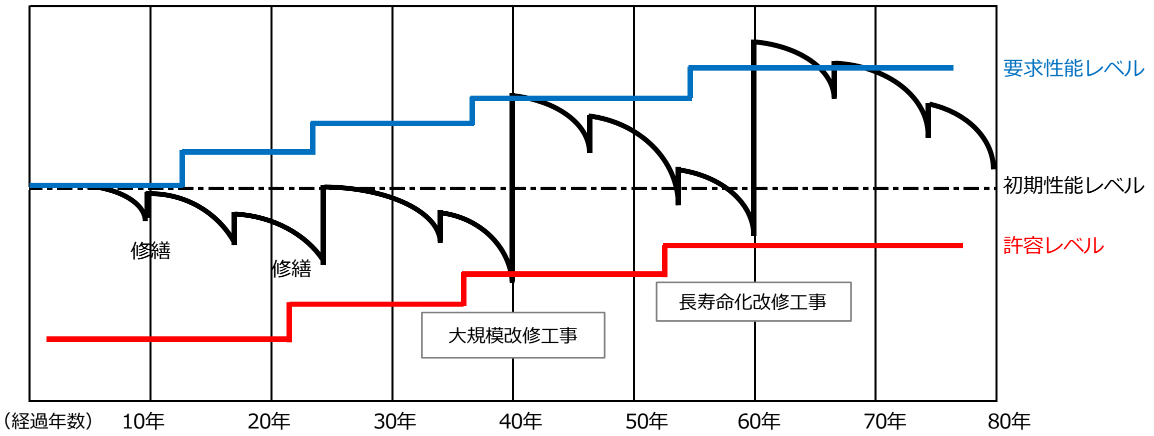

（6）統合や廃止の実施方針

①公共施設等のコンパクト化に向けた基礎資料の構築

危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設を見いだします。

公共施設等のコンパクト化は、以下の 7 つの評価項目において診断します。

- 施設の安全性
- 機能性
- 耐久性
- 施設効率性
- 地域における施設の充足率
- 施設利用率
- 費用対効果

上記の品質・性能によって施設を診断し、継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の 4 つの段階に評価します。診断結果は、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。

下表に、診断結果による取組の方向性の例を示します。

診断結果と取組の方向性

診断結果	取組の方向性	
	施設面	ソフト面（検討項目）
継続使用	・長期修繕計画の策定	・効果的かつ効率的な運用を検討
	・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	・それに伴う改善策を検討
改善使用	・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施 ・建て替え更新時の規模縮小の検討 ・多用途との複合化など、施設の有効活用の検討 ・PPP/PFI の活用等による用途変更	・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・運用の合理化を検討
用途廃止	・空いた施設の利活用(他用途への変更、民間への貸与等)の検討	・用途廃止に代わり、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討
施設廃止	・施設廃止後は、建物解体	・類似施設への統合を検討 ・他施設との複合化を検討 ・用途廃止に代わり、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討
	・施設廃止に伴う跡地は原則売却	

②町民サービスの水準を確保しつつ、公共施設等統合や廃止の推進に向けた施策

公共施設等統合や廃止には、町民サービスの水準低下が伴います。それを最小限にするために、下表のような種々の公共施設のコンパクト化に向けた施策について、町民合意の可能性を図りながら検討を進めます。

公共施設のコンパクト化の施策

段階	町民サービス水準の変化	行政サービス・施設サービスの考え方	公共施設のコンパクト化の施策
Ⅰ	・町民の痛みを求めない初動的取組	・町民サービスの現状の水準を維持	・公共施設等の運営の効率化 ・公共施設等の賃貸
Ⅱ	・一定の町民負担を前提とした町民サービスの質の低下を招かない取組	・行政サービス、施設サービスの質の改善を目指した取組 ・第１段階のコンパクト化	・公共施設等の合築 ・公共施設等の統合
Ⅲ	・財政収支見通しに基づいた町民の痛みを伴う取組	・行政サービス、施設サービスの見直しにより町民サービスが低下することも想定 ・第２段階のコンパクト化 ※町民の理解と合意形成が必要	・公共施設等の使用制限・使用料金徴収（受益者負担） ・公共施設等の減築 ・公共施設等の廃止
Ⅳ	・公共団体が果たすべき公共施設管理の役割を明確化する取組	・民間主体による公共施設管理 ・第３段階のコンパクト化	・公共施設等維持管理の民営化

3．推進体制

（1）ファシリティマネジメント（FM）業務サイクルによるフォローアップ

下表に示す業務サイクルでは、「町の方針／ビジョン」に基づき、「本計画」を推進します。公共施設等に対し日常の運営や維持業務を行う「運営・維持」を実施します。「プロジェクトマネジメント」を実施した公共施設等に対しても、その後は日常の運営や維持業務を行う「運営・維持」の実施を行います。「運営・維持」の対象である公共施設等に対し、数量（供給）、品質、コスト（財務）の面から「評価」を実施します。これらの業務を遂行する核として「統括管理」を推進します。

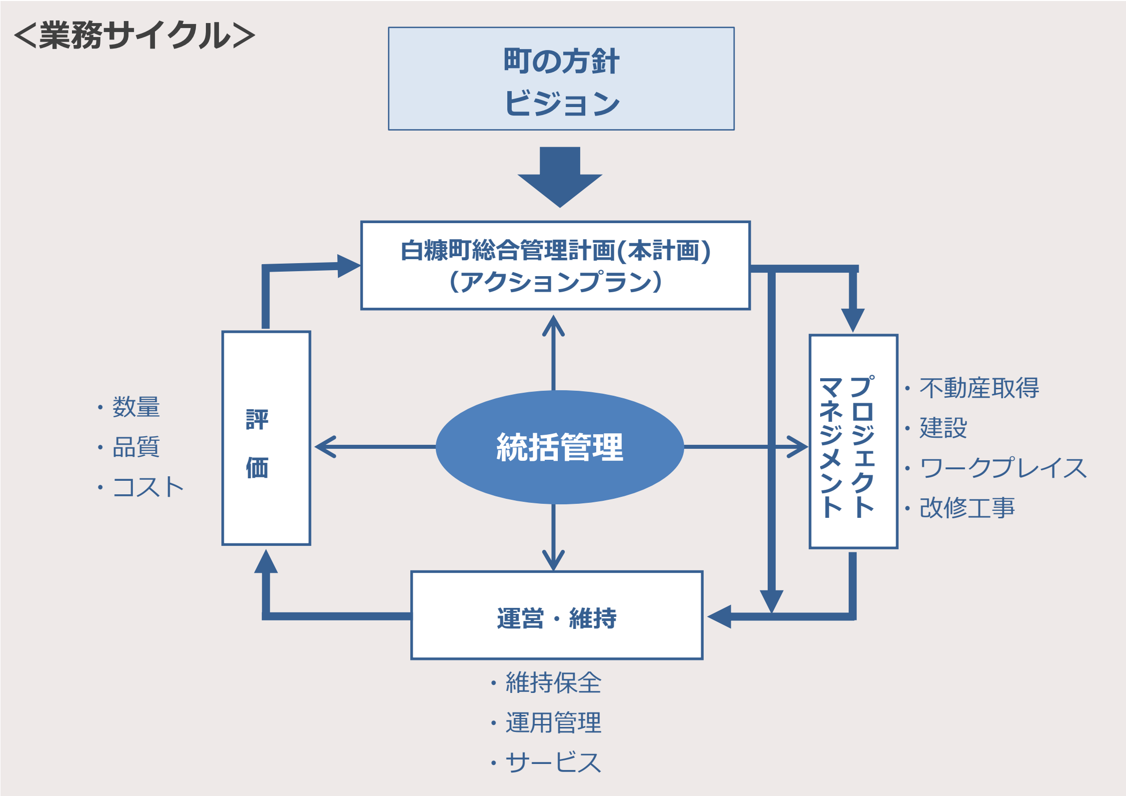

出典：総解説ファシリティマネジメントより構成

（2）情報共有

持続可能で健全な施設の維持管理の検討を行うに当たり、町民と行政が、町施設に関する情報と問題意識を共有することが重要です。

公共施設を利用し支えている多くの町民と行政が問題意識を共有し、将来のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報や評価結果を積極的に開示します。

また、町民からの様々な意見を収集・整理して公共施設等マネジメントに生かす仕組みについても検討を進めます。

第４章

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

１．建築系公共施設の管理に関する基本的な方針

２．土木系公共施設の管理に関する基本的な方針

３．企業会計施設の管理に関する基本的な方針

４．土地の管理に関する基本的な方針

1．建築系公共施設の管理に関する基本的な方針

（1）町民文化系施設

①施設一覧表

施設名	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造	所管課
白糠町社会福祉センター	2,012	S44	47	鉄筋コンクリート	教育委員会 社会教育課
庶路町民センター	804	S50	45	鉄筋コンクリート	庶路支所
茶路生活改善センター	405	S50	45	木造	経済課
中庶路集会所	240	S52	43	木造	企画財政課
縫別集会所	210	S52	43	木造	企画財政課
上庶路生活改善センター	210	S53	42	木造	経済課
暁集会所	64	S55	40	木造	企画財政課
北進集会所	232	S55	40	木造	企画財政課
乳呑集会所	64	S55	40	木造	企画財政課
公民館	998	S56	39	鉄筋コンクリート	教育委員会 社会教育課
白糠生活館	350	S57	38	鉄骨造	介護福祉課
橋北中央集会所	230	S57	38	木造	企画財政課
西庶路信和集会所	211	S57	38	木造	企画財政課
馬主来集会所	64	S58	37	木造	企画財政課
上茶路集会所	127	S59	36	木造	企画財政課
北進集会所分室	104	S60	35	木造	企画財政課
西庶路コミュニティセンター	1,490	S61	34	鉄筋コンクリート	庶路支所
相互集会所	110	S61	34	木造	企画財政課
坂の丘集会所	153	S62	33	木造	企画財政課
振興センターコミュニティーホール	338	S62	33	鉄骨鉄筋 コンクリート	経済課
宮下地区集会所	165	S63	32	木造	企画財政課
やまびこ会館	889	H1	31	鉄骨造	企画財政課
恋問集会所	102	H2	30	木造	企画財政課
大秋集会所	105	H3	29	木造	企画財政課
庶路寿の家	120	H5	27	木造	介護福祉課
橋北集会所	98	H5	27	木造	企画財政課
日の出集会所	258	H6	26	木造	企画財政課
下和天別集会所	83	H7	25	木造	企画財政課
茶路寿の家	93	H7	25	木造	介護福祉課

施設名	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造	所管課
多目的交流施設	97	H18	14	木造	教育委員会 社会教育課
刺牛集会所	99	H28	4	木造	企画財政課
鉄北集会所	129	R1	2	木造	企画財政課
西庶路寿の家	86	R2	1	木造	介護福祉課

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下

②施設の現状

■防災

避難所指定	通信設備	調理設備	入浴設備	代替電源	備蓄	医療救護
15	3	25	0	1	1	0

■修繕　コスト（単位：千円）

修繕			コスト		
修繕費計(H23-R2)	年平均	㎡当りの修繕費	支出計	エネルギーコスト	㎡当りエネルギーコスト
104,028	10,403	9.69	26,887	9,787	0.91

■管理　老朽化

管理				老朽化			
指定管理	直営	委託	年間利用人数計	分類延床面積計（㎡）	築 31 年以上の延床面積計（㎡）	築 31 年以上の施設数	31 年経過施設面積の割合
18	15	0	40,658 人	10,736	9,568	23／33	89.1%

■耐震化状況

	延床面積（㎡）	耐震診断	耐震補強	割合
済	3,221	4	3	30.0%
対象外	2,676	7	8	24.9%
未	3,950	21	21	36.8%
不明	889	1	1	8.3%

③施設の状況

福祉センター、集会所、コミュニティセンター、生活改善センター等、計 33 施設あります。

建築から 41 年が経過した施設が 6 施設あり、31 年から 40 年を経過した施設が 16 施設あります。これらの施設は今後 5 年から 15 年以内に更新時期を迎えます。

④個別基本方針

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでコストの縮減を図ります。

（２）社会文化系施設

①施設一覧表

施設名	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造	所管課
ウレシパチセ	389	H29	3	木造	介護福祉課

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下

②施設の現状

■防災

避難所指定	通信設備	調理設備	入浴設備	代替電源	備蓄	医療救護
0	0	1	0	0	0	0

■修繕　コスト（単位：千円）

修繕			コスト		
修繕費計(H23-R2)	年平均	㎡当りの修繕費	支出計	エネルギーコスト	㎡当りエネルギーコスト
0	0	0	3,275	588	2.03

■管理　老朽化

管理				老朽化			
指定管理	直営	委託	年間利用人数計	分類延床面積計（㎡）	築 31 年以上の延床面積計（㎡）	築 31 年以上の施設数	31 年経過施設面積の割合
1	0	0	1,717 人	289	0	0／1	0.0%

■耐震化状況

	延床面積（㎡）	耐震診断	耐震補強	割合
対象外	289	1	1	100.0%

③施設の状況

社会文化系施設であるウレシパチセは、平成 29 年度に建替えられ 3 年を経過しています。

④個別基本方針

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。また、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図ります。

（3）スポーツ・レクリエーション系施設

①施設一覧表

施設名	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造	所管課
白糠町総合体育館	3,468	S54	41	鉄骨造	教育委員会 社会教育課
白糠町テニスコート管理棟	49	S58	37	木造	教育委員会 社会教育課
青少年旅行村（D 型 1）	194	H1	31	鉄骨造	経済課
青少年旅行村（D 型 2）	350	H1	31	鉄骨造	経済課
白糠町温水プール	1,705	H1	31	鉄骨造	教育委員会 社会教育課
白糠町白糠スケートリンク管理棟	78	H1	31	木造	教育委員会 社会教育課
上茶路青少年旅行村管理棟	177	H2	30	木造	経済課
縫別自然の家	1,200	H2	30	木造	教育委員会 社会教育課
白糠町町営野球場本部席	26	H3	29	木造	教育委員会 社会教育課
恋問館メイクセンター	209	H3	29	鉄骨造	経済課
しらぬかパークゴルフインチャロ スタートハウス	186	H12	20	木造	教育委員会 社会教育課
しらぬかパークゴルフインチャロ 場便所 1	15	H12	20	木造	教育委員会 社会教育課
しらぬかパークゴルフインチャロ 場便所 2	17	H12	20	木造	教育委員会 社会教育課
しらぬかパークゴルフインチャロ 倉庫	93	H12	20	木造	教育委員会 社会教育課
白糠町武道館	486	H23	9	鉄骨造	教育委員会 社会教育課

+

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下

②施設の現状

■防災

避難所指定	通信設備	調理設備	入浴設備	代替電源	備蓄	医療救護
3	1	1	1	2	1	0

■修繕 コスト（単位：千円）

修繕			コスト		
修繕費計 (H23-R2)	年平均	㎡当りの修繕費	支出計	エネルギーコスト	㎡当りエネルギーコスト
230,821	23,082	27.97	164,025	21,070	2.55

■管理 老朽化

管理				老朽化			
指定管理	直営	委託	年間利用人数計	分類延床面積計（㎡）	築 31 年以上の延床面積計（㎡）	築 31 年以上の施設数	31 年経過施設面積の割合
10	4	1	349,074 人	8,253	5,943	6／15	72.0%

■耐震化状況

	延床面積（㎡）	耐震診断	耐震補強	割合
済	3,468	1	1	42.0%
対象外	2,789	9	8	33.8%
未	1,996	5	6	24.2%

③施設の状況

体育館、武道館、温水プール、スケートリンク、パークゴルフ場等、計 15 施設あります。

建築から 31 年が経過した施設が 6 施設あります。これらの施設は今後 15 年以内に更新時期を迎えます。

④個別基本方針

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。また、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図ります。

（4）産業系施設

①施設一覧表

施設名	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造	所管課
共同利用模範牧場 D 型ハウス（管理番号 18）	194	S45	50	鉄骨造	経済課
共同利用模範牧場事務所（看視舎 A）	83	S46	49	コンクリートブロック	経済課
共同利用模範牧場農機具庫 B	138	S46	49	鉄骨造	経済課
共同利用模範牧場農機具庫 A	135	S46	49	鉄骨造	経済課
共同利用模範牧場 D 型ハウス（管理番号 19）	194	S46	49	鉄骨造	経済課
共同模範牧場研修センター（E）	207	S46	49	コンクリートブロック	経済課
共同利用模範牧場衛生舎	26	S46	49	コンクリートブロック	経済課
共同利用模範牧場乾草庫	159	S46	49	木造	経済課
共同利用模範牧場飼料調整室	223	S46	49	鉄骨造	経済課
共同利用模範牧場畜舎棟 2 号 B-1	533	S46	49	コンクリートブロック	経済課
共同利用模範牧場畜舎棟 2 号 B-2	551	S46	49	コンクリートブロック	経済課
共同利用模範牧場畜舎棟 2 号 B-3	685	S46	49	コンクリートブロック	経済課
共同利用模範牧場 D 型ハウス（管理番号 21）	392	S47	48	鉄骨造	経済課
酪農研修センター	416	S53	42	鉄骨造	経済課
共同利用模範牧場糞尿処理施設（サブピット）	53	S55	40	鉄筋コンクリート	経済課
共同利用模範牧場糞尿処理施設（スラリーストアー）	1,160	S55	40	鉄筋コンクリート	経済課
（森林総合利用促進事業）総合案内施設	156	S55	40	木造	建設課
共同利用模範牧場農機具庫 C	351	S55	40	鉄骨造	経済課
共同利用模範牧場 D 型ハウス（管理番号 20）	194	S55	40	鉄骨造	経済課
共同利用模範牧場 D 型ハウス（管理番号 23）	194	S59	36	鉄骨造	経済課
和天別パイオニアセンター	498	S62	33	鉄骨造	経済課
共同利用模範牧場肉用牛畜舎 1	864	H1	31	鉄骨造	経済課
共同利用模範牧場肉用牛畜舎 2	864	H1	31	鉄骨造	経済課
共同利用模範牧場乳用牛畜舎格納庫	194	H1	31	鉄骨造	経済課
共同利用模範牧場乳用牛畜舎	933	H1	31	鉄骨造	経済課
共同利用模範牧場敷料庫	156	H2	30	鉄骨造	経済課
白糠町庶路川ししゃも人工ふ化場	683	H12	20	鉄骨造	経済課
白糠町庶路川さけ中間育成施設管理棟	86	H17	16	木造	経済課

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下

②施設の現状

■防災

避難所指定	通信設備	調理設備	入浴設備	代替電源	備蓄	医療救護
2	1	2	0	2	0	0

■修繕 コスト（単位：千円）

修繕			コスト		
修繕費計 (H23-R2)	年平均	㎡当りの修繕費	支出計	エネルギーコスト	㎡当りエネルギーコスト
31,971	3,197	3.1	5,546	1,765	0.17

■管理 老朽化

管理				老朽化			
指定管理	直営	委託	年間利用人数計	分類延床面積計（㎡）	築 31 年以上の延床面積計（㎡）	築 31 年以上の施設数	31 年経過施設面積の割合
1	2	25	1,267 人	10,323	9,553	26／28	92.5%

■耐震化状況

	延床面積（㎡）	耐震診断	耐震補強	割合
済	0	1	0	0.00%
対象外	10,167	3	27	98.5%
未	156	24	1	1.5%

③施設の状況

共同利用模範牧場、酪農研修センター、和天別パイオニアセンター、ししゃも人工ふ化場等、計 28 施設あります。

建築から 41 年が経過した施設が 14 施設あり、31 年から 40 年を経過した施設が 11 施設あります。これらの施設は今後 5 年から 15 年以内に更新時期を迎えます。

④個別基本方針

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。また、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図ります。

（5）学校教育系施設

①施設一覧表

施設名	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造	所管課
白糠小学校屋体	1,213	S59	36	鉄筋コンクリート	教育委員会管理課
白糠小学校校舎	5,177	S60	35	鉄筋コンクリート	教育委員会管理課
白糠中学校屋体	1,324	S61	34	鉄筋コンクリート	教育委員会管理課
白糠中学校校舎	4,844	S63	32	鉄筋コンクリート	教育委員会管理課
白糠町総合給食センター	1,339	H11	21	鉄筋コンクリート	学校給食センター
白糠町総合給食センター（車庫･倉庫 A）	189	H11	21	鉄骨造	学校給食センター
茶路小中学校校舎	2,385	H13	19	鉄筋コンクリート	教育委員会管理課
茶路小中学校屋体	791	H14	18	鉄骨造	教育委員会管理課
庶路学園	6,219	H29	3	鉄筋コンクリート	教育委員会管理課

※　校舎の延床面積には物置等の軽微な建物を含めた面積

※　白糠中学校の校舎・屋体には「地域・学校連携施設」の面積を含む。

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下

②施設の現状

■防災

避難所指定	通信設備	調理設備	入浴設備	代替電源	備蓄	医療救護
4	4	5	3	1	2	4

■修繕　コスト（単位：千円）

修繕			コスト		
修繕費計(H23-R2)	年平均	㎡当りの修繕費	支出計	エネルギーコスト	㎡当りエネルギーコスト
91,423	9,142	3.97	64,393	53,706	2.33

■管理　老朽化

管理				老朽化			
指定管理	直営	委託	年間利用人数計	分類延床面積計（㎡）	築 31 年以上の延床面積計（㎡）	築 31 年以上の施設数	31 年経過施設面積の割合
0	9	0	―	23,052	12,168	4／9	52.8%

■耐震化状況

	延床面積（㎡）	耐震診断	耐震補強	割合
対象外	23,052	9	0	100.0%

③施設の状況

学校校舎・屋体、中学校校舎・屋体、給食センター等、計 9 施設あり、稼働している学校数は小学校、中学校、学園あわせて全 4 校になります。

31 年から 40 年を経過した施設が 4 施設あります。

白糠小中学校等の統合事業として、白糠中学校を改修しており、令和 3 年 8 月から供用を開始します。

廃校になる学校（校舎）は、今後の利活用を検討します。

④個別基本方針

建築基準法第 12 条に基づく 3 年以内ごとの法定点検に加え、日常的な自主点検を実施し、老朽箇所の把握と安全性の確保を行います。

建築系の長期にわたる基本的な機能・性能あるいは安全性を維持していくために、計画的な改修、修繕等を実施し、適正に維持保全していく必要があります。そのため、様々な規模・内容の工事がある中で、今後策定する学校施設の長寿命化計画に沿って実施いたします。

（6）子育て支援施設

①施設一覧表

施設名	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造	所管課
やまびこ児童館	330	H1	31	鉄筋コンクリート	健康こども課
ふれあい児童館	369	H3	29	木造	健康こども課
子ども発達支援センター	258	H5	27	木造	健康こども課
白糠こども園	945	H22	10	鉄骨造	健康こども課
庶路こども園	1,109	H29	3	鉄筋コンクリート	健康こども課

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下

②施設の現状

■防災

避難所指定	通信設備	調理設備	入浴設備	代替電源	備蓄	医療救護
1	3	5	1	0	0	0

■修繕 コスト（単位：千円）

修繕			コスト		
修繕費計(H23-R2)	年平均	㎡当りの修繕費	支出計	エネルギーコスト	㎡当りエネルギーコスト
1,913	191	0.64	15,012	409	0.14

■管理 老朽化

管理				老朽化			
指定管理	直営	委託	年間利用人数計	分類延床面積計（㎡）	築 31 年以上の延床面積計（㎡）	築 31 年以上の施設数	31 年経過施設面積の割合
3	1	1	13,404 人	3,012	330	1／5	11.0%

■耐震化状況

	延床面積（㎡）	耐震診断	耐震補強	割合
対象外	2,682	4	4	89.0%
未	330	1	1	11.0%

③施設の状況

こども園、児童館、計 5 施設あります。

白糠小中学校等の統合事業と合わせて、白糠こども園、子ども発達支援センターを併設して令和 4 年 8 月から供用を開始します。

④個別基本方針

将来の児童数の予測を踏まえ、本町の学校教育方針や子育て支援の方針、財政状況、地域の実情等を考慮した上で、延床面積数量等の最適化を図ります。数量の適正化においては、児童

数や施設の耐用年数間の変動を勘案し、増改築、用途変更、統廃合などに柔軟に対応できるようにします。
　施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

　老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図ります。

（７）保健・福祉施設

①施設一覧表

施設名	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造	所管課
白糠町保健センター	578	S62	33	木造	健康こども課
白糠町保健センター（増築分）	184	H21	11	木造	健康こども課

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下

②施設の現状

■防災

避難所指定	通信設備	調理設備	入浴設備	代替電源	備蓄	医療救護
0	0	1	1	0	0	0

■修繕　コスト（単位：千円）

修繕			コスト		
修繕費計（H23-R2）	年平均	㎡当りの修繕費	支出計	エネルギーコスト	㎡当りエネルギーコスト
2,990	299	3.92	2,392	1,654	2.17

■管理　老朽化

管理				老朽化			
指定管理	直営	委託	年間利用人数計	分類延床面積計（㎡）	築 31 年以上の延床面積計（㎡）	築 31 年以上の施設数	31 年経過施設面積の割合
0	2	0	5,030 人	762	578	1／2	75.9%

■耐震化状況

	延床面積（㎡）	耐震診断	耐震補強	割合
対象外	762	2	2	100.0%

③施設の状況

保健・福祉施設として保健センターがあります。

建築から 29 年が経過しており、今後 15 年以内に更新時期を迎えます。

④個別基本方針

将来の年少人口、高齢人口の予測を踏まえ、本町の財政状況、地域の実情等を考慮した上で、延床面積数量の最適化を図ります。数量の適正化においては、建物が更新を迎える時期の利用者数のみならず躯体耐用年数間の変動を勘案し、増改築、用途変更、統廃合などに柔軟に対応できるようにします。

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図ります。

（８）行政系施設

①施設一覧表

施設名	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造	所管課
庶路分遣所消防庁舎	206	S50	44	鉄骨造	地域防災課
消防西庶路分遣所消防庁舎	182	S57	38	鉄骨造	地域防災課
役場庶路支所	201	S57	38	木造	庶路支所
役場庁舎	5,634	S59	36	鉄筋コンクリート	総務課
白糠消防会館	2,121	R1	1	鉄筋コンクリート	地域防災課

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下

②施設の現状

■防災

避難所指定	通信設備	調理設備	入浴設備	代替電源	備蓄	医療救護
0	3	3	1	2	2	0

■修繕 コスト（単位：千円）

修繕			コスト		
修繕費計(H23-R2)	年平均	㎡当りの修繕費	支出計	エネルギーコスト	㎡当りエネルギーコスト
44,459	4,446	5.33	34,065	13,567	1.63

■管理 老朽化

管理				老朽化			
指定管理	直営	委託	年間利用人数計	分類延床面積計（㎡）	築 31 年以上の延床面積計（㎡）	築 31 年以上の施設数	31 年経過施設面積の割合
0	4	1	72 人	8,344	6,223	4／5	74.6%

■耐震化状況

	延床面積（㎡）	耐震診断	耐震補強	割合
対象外	8,344	5	5	100.0%

③施設の状況

役場庁舎、支所、消防会館等、計 5 施設あります。

白糠消防庁舎以外の 4 施設は建築から 31 年以上が経過しており、今後 5 年から 15 年以内に更新時期を迎えます。

④個別基本方針

　不要となった施設については、他の用途への変更や廃止も含め、施設のあり方を積極的に見直します。今後の建て替えの際には、周辺の他施設との複合化など公共施設の総量縮減の方法も検討していきます。

　施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を
　行える環境を構築します。

　老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図ります。また、水道光熱費が割高の施設については、運用や設備における省エネ策を検討します。

（9）町営住宅

①施設一覧表

施設名	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造	所管課
橋北団地公営住宅 45-1	157	S45	50	コンクリートブロック	建設課
橋北団地公営住宅 45-2	157	S45	50	コンクリートブロック	建設課
日の出団地公営住宅 21	160	S45	50	ドリゾール	建設課
日の出団地公営住宅 22	157	S45	50	ドリゾール	建設課
日の出団地公営住宅 23	157	S45	50	ドリゾール	建設課
日の出団地公営住宅 24	127	S45	50	ドリゾール	建設課
日の出団地公営住宅 25	167	S45	50	ドリゾール	建設課
橋北団地公営住宅 46-2	157	S45	50	コンクリートブロック	建設課
日の出団地公営住宅 26	158	S47	48	ドリゾール	建設課
日の出団地公営住宅 27	167	S47	48	ドリゾール	建設課
日の出団地公営住宅 28	167	S47	48	ドリゾール	建設課
日の出団地公営住宅 29	167	S47	48	ドリゾール	建設課
日の出団地公営住宅 30	179	S47	48	ドリゾール	建設課
橋北団地改良住宅 K-1	281	S49	46	ドリゾール	建設課
橋北団地改良住宅 K-2	187	S49	46	ドリゾール	建設課
橋北団地改良住宅 K-3	281	S49	46	ドリゾール	建設課
日の出団地公営住宅 31	199	S49	46	ドリゾール	建設課
橋北団地改良住宅 K-4	199	S49	46	ドリゾール	建設課
橋北団地改良住宅 K-5	299	S49	46	ドリゾール	建設課
橋北団地公営住宅 50-2	186	S49	46	コンクリートブロック	建設課
日の出公営住宅 32	209	S50	45	ドリゾール	建設課
橋北団地改良住宅 K-6	328	S50	45	ドリゾール	建設課
橋北団地改良住宅 K-7	328	S50	45	ドリゾール	建設課
橋北団地公営住宅 51-1	194	S50	45	コンクリートブロック	建設課
橋北団地公営住宅 51-2	194	S50	45	コンクリートブロック	建設課
日の出団地公営住宅 33	218	S51	44	ドリゾール	建設課
橋北団地改良住宅 K-8	348	S51	44	ドリゾール	建設課
橋北団地改良住宅 K-9	348	S51	44	ドリゾール	建設課
日の出団地公営住宅 34	215	S52	43	ドリゾール	建設課
日の出団地公営住宅 35	225	S52	43	ドリゾール	建設課
橋北団地改良住宅 K-10	752	S52	43	ドリゾール	建設課

施設名	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造	所管課
橋北団地改良住宅Ｋ-11	241	S52	43	ドリゾール	建設課
日の出団地公営住宅 36	225	S53	42	ドリゾール	建設課
日の出団地公営住宅 37	241	S53	42	ドリゾール	建設課
日の出団地公営住宅 3F-38	808	S54	41	鉄筋コンクリート	建設課
日の出団地公営住宅 3F-39	840	S55	40	鉄筋コンクリート	建設課
日の出団地公営住宅 3F-40	860	S56	39	鉄筋コンクリート	建設課
橋北団地改良住宅 2K-1	860	S57	38	鉄筋コンクリート	建設課
橋北団地改良住宅 2K-2	860	S58	37	鉄筋コンクリート	建設課
橋北団地改良住宅 2K-3	860	S58	37	鉄筋コンクリート	建設課
朝日団地公営住宅 21	127	S59	36	セラミックブロック	建設課
朝日団地公営住宅 22	127	S59	36	セラミックブロック	建設課
朝日団地公営住宅 23	127	S59	36	セラミックブロック	建設課
橋北団地改良住宅 2K-4	860	S60	35	鉄筋コンクリート	建設課
信和団地公営住宅１	134	S60	35	木造	建設課
信和団地公営住宅２	134	S60	35	木造	建設課
信和団地公営住宅３	134	S61	34	木造	建設課
信和団地公営住宅４	134	S61	34	木造	建設課
橋北団地公営住宅 2K-5	1,287	S61	34	鉄筋コンクリート	建設課
信和団地公営住宅５	134	S62	33	木造	建設課
信和団地公営住宅６	134	S62	33	木造	建設課
橋北団地公営住宅 2K-6	860	S62	33	鉄筋コンクリート	建設課
信和団地公営住宅 3F-7	891	S63	32	鉄筋コンクリート	建設課
信和団地公営住宅 3F-8	891	H1	31	鉄筋コンクリート	建設課
信和団地公営住宅 3F-9	891	H3	29	鉄筋コンクリート	建設課
日の出団地公営住宅 3F-41	949	H3	29	鉄筋コンクリート	建設課
日の出団地改良住宅 HK-1	1,158	H4	28	鉄筋コンクリート	建設課
日の出団地改良住宅 HK-2	1,158	H5	27	鉄筋コンクリート	建設課
日の出団地改良住宅 HK-3	1,158	H6	26	鉄筋コンクリート	建設課
日の出団地改良住宅 HK-4	1,162	H8	24	鉄筋コンクリート	建設課
日の出団地公営住宅 HW-1	172	H10	22	木造	建設課
日の出団地公営住宅 HW-2	172	H10	22	木造	建設課
日の出団地公営住宅 HW-3	172	H10	22	木造	建設課
日の出団地公営住宅 HW-4	172	H11	21	木造	建設課

施設名	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造	所管課
日の出団地公営住宅 HW-5	172	H11	21	木造	建設課
日の出団地公営住宅 HW-6	172	H11	21	木造	建設課
朝日団地公営住宅 AW-1	306	H13	19	木造	建設課
朝日団地公営住宅 AW-2	306	H13	19	木造	建設課
朝日団地公営住宅 AW-3	306	H13	19	木造	建設課
共栄団地公営住宅 KR-1	726	H13	19	鉄筋コンクリート	建設課
朝日団地公営住宅 AW-4	306	H14	18	木造	建設課
朝日団地公営住宅 AW-5	160	H14	18	木造	建設課
朝日団地公営住宅 AW-6	160	H14	18	木造	建設課
共栄団地公営住宅 KR-2	726	H14	18	鉄筋コンクリート	建設課
共栄団地公営住宅 KW-1	154	H15	17	木造	建設課
共栄団地公営住宅 KW-2	154	H15	17	木造	建設課
共栄団地公営住宅 KW-3	154	H15	17	木造	建設課
朝日団地公営住宅 AR-1	1,130	H15	17	鉄筋コンクリート	建設課
朝日団地公営住宅 AR-2	733	H16	16	鉄筋コンクリート	建設課
朝日団地公営住宅 AW-7	144	H18	14	木造	建設課
朝日団地公営住宅 AW-8	144	H18	14	木造	建設課
朝日団地公営住宅 AW-9	144	H18	14	木造	建設課
朝日団地公営住宅 AW-10	288	H19	13	木造	建設課
朝日団地公営住宅 AW-11	288	H19	13	木造	建設課

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下

②施設の現状

■管理 老朽化

分類延床面積計（㎡）	築 31 年以上の延床面積計（㎡）	築 31 年以上の施設数	31 年経過施設面積の割合
32,673	18,834	54／84	57.6%

③施設の状況

町営住宅は計 84 施設あります。

建築から 41 年が経過した施設が 35 施設あり、31 年から 40 年を経過した施設が 19 施設あります。これらの施設は今後 5 年から 15 年以内に更新時期を迎えます。

新規建設や大規模改築の予定は無く、屋根や外壁の補修を随時行っています。

公営住宅長寿命化計画（平成 26 年度～令和 9 年度）に沿って整備等を行っています。

町営住宅の除却を行う場合は公営住宅長寿命化計画に沿って行っています。現在まで朝日団地 7 棟、橋北団地 2 棟の解体を行いました。

487 戸あるうちの 80～90 戸を政策的に空家としています。入居できる住宅は約 400 戸になり、入居率は約 72%となっています。

解体を行った場合は更地にし、新規等の建設は行わず人口減少に応じて縮減をしています。

④個別基本方針

町営住宅は現状の施設を維持します。

施設の利用度は高い状況ですが、今後の人口、世帯数の減少傾向によって公営住宅の需要も減少するものと推測されるため、耐用年数を経過した住宅の除却及び耐用年数内の施設は随時補修、改修によって維持管理を行っていきます。

施設や設備の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検や設備の更新を行って予防保全的に維持管理を実施していきます。

個別の修繕については修繕履歴を蓄積し、更新時期や使用実態による劣化状況に応じて適切に更新、修繕を行う環境を構築します。

（10）公園

①施設一覧表

施設名	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造	所管課
新栄公園便所	6	S49	46	セラミックブロック	建設課
逍遥公園便所 1	13	S60	35	セラミックブロック	建設課
逍遥公園便所 2	5	S62	33	セラミックブロック	建設課
ふれあい公園便所 1	27	H4	28	木造	建設課
ふれあい公園便所 2	14	H4	28	木造	建設課
ふれあい公園便所 3	14	H5	27	木造	建設課
ふれあい公園器具室	27	H5	27	木造	建設課
恋問自然観察公園	169	H6	26	木造	建設課
あやめが丘公園便所	15	H13	19	木造	建設課
西庶路錦公園便所	15	H15	17	木造	建設課
春日公園便所	16	R3	0	セラミックブロック	建設課

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下

②施設の現状

■防災

避難所指定	通信設備	調理設備	入浴設備	代替電源	備蓄	医療救護
0	0	0	0	0	0	0

■修繕 コスト（単位：千円）

修繕			コスト		
修繕費計（H23-R2）	年平均	㎡当りの修繕費	支出計	エネルギーコスト	㎡当りエネルギーコスト
5,865	587	18.09	1,643	1,001	3.09

■管理 老朽化

管理				老朽化			
指定管理	直営	委託	年間利用人数計	分類延床面積計（㎡）	築 31 年以上の延床面積計（㎡）	築 31 年以上の施設数	31 年経過施設面積の割合
0	11	0	—	324	24	3／11	7.3%

■耐震化状況

	延床面積（㎡）	耐震診断	耐震補強	割合
対象外	79	6	6	24.4%
未	245	5	5	75.6%

③施設の状況

公園内便所、公園器具室等、計 11 施設あります。

新栄公園便所は建築から 46 年が経過していますが、その他施設は老朽化等には至っておりません。

④個別基本方針

整備を行う場合は、公園施設長寿命化計画に基づいて老朽化した施設工作物等から入れ替えを行います。

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

(11) 供給処理施設

①施設一覧表

施設名	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造	所管課
廃棄物簡易焼却炉	50	S63	32	鉄筋コンクリート	町民サービス課
白糠町クリーンセンター	1,249	H６	26	鉄骨造	町民サービス課
白糠町クリーンセンター車庫	54	H６	26	鉄骨造	町民サービス課
白糠町クリーンセンターストックヤード	208	H６	26	鉄骨造	町民サービス課
白糠町クリーンセンターストックヤード２	194	H10	22	鉄骨造	町民サービス課
一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設	327	H10	22	鉄筋コンクリート	町民サービス課

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下

②施設の現状

■防災

避難所指定	通信設備	調理設備	入浴設備	代替電源	備蓄	医療救護
0	0	0	0	0	0	0

■修繕 コスト（単位：千円）

修繕			コスト		
修繕費計(H23-R2)	年平均	㎡当りの修繕費	支出計	エネルギーコスト	㎡当りエネルギーコスト
60,072	6,007	28.84	51.940	6,412	3.08

■管理 老朽化

管理				老朽化			
指定管理	直営	委託	年間利用人数計	分類延床面積計（㎡）	築 31 年以上の延床面積計（㎡）	築 31 年以上の施設数	31 年経過施設面積の割合
0	1	5	5,500 人	2,083	50	1／6	2.4%

■耐震化状況

	延床面積（㎡）	耐震診断	耐震補強	割合
対象外	2,083	6	6	100.0%

③施設の状況

クリーンセンター、簡易焼却炉等、計６施設あります。

経過年数が２０年以上の施設については、施設機能維持を図る修繕を計画的に行う必要があります。また、廃棄物簡易焼却炉については解体に向けた計画が必要です。

④個別基本方針

今後の建て替えの際は、周辺の他施設との複合化や広域連携を行う等により公共施設の総量縮減の方法を検討します。

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

（12）その他

①施設一覧表

施設名	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造	所管課
白糠中学校教員住宅 12	47	S45	50	木造	教育委員会管理課
牧場長住宅（看視舎 B）	58	S46	49	コンクリートブロック	経済課
職員住宅（看視舎 C）	98	S46	49	コンクリートブロック	経済課
職員住宅（看視舎 D）	98	S46	49	コンクリートブロック	経済課
旧公民館二股分館	245	S48	47	木造	教育委員会社会教育課
旧河原小学校校舎	605	S49	46	木造	企画財政課
旧縫別小中学校教員住宅（9 号）	61	S53	42	木造	企画財政課
除雪車両車庫	248	S56	39	鉄骨造	総務課
町営バスターミナル	329	S58	37	鉄骨造	町民サービス課
町営バス車庫	144	S58	37	鉄骨造	町民サービス課
旧栄職員住宅	125	S58	37	木造	総務課
除雪車両車庫	390	S58	37	鉄骨造	総務課
橋北職員住宅（共済組合投資住宅）1	130	S61	34	木造	総務課
橋北職員住宅（共済組合投資住宅）2	130	S61	34	木造	総務課
白糠斎場（火葬場）	348	S61	34	鉄筋コンクリート	町民サービス課
橋北職員住宅（共済組合投資住宅）3	130	S62	33	木造	総務課
橋北職員住宅（共済組合投資住宅）4	130	S62	33	木造	総務課
白糠小学校教員住宅（校長宅）1	75	S62	33	木造	教育委員会管理課
白糠小学校教員住宅（教頭宅）2	71	S62	33	木造	教育委員会管理課
白糠中学校教員住宅（校長宅）8	75	S62	33	木造	教育委員会管理課
白糠中学校教員住宅（教頭宅）9	71	S62	33	木造	教育委員会管理課
旧橋北職員住宅（共済組合投資住宅）5	130	S63	32	木造	企画財政課
西庶路職員住宅（共済組合投資住宅）1	130	S63	32	木造	企画財政課
旧庶路小学校教員住宅（校長住宅）1	75	S63	32	木造	教育委員会管理課
旧庶路小学校教員住宅（教頭住宅）2	71	S63	32	木造	教育委員会管理課
旧庶路中学校教員住宅 1	75	S63	32	木造	教育委員会管理課
旧庶路中学校教員住宅（副校長住宅）2	71	S63	32	木造	教育委員会管理課
旧役場庁舎分室	74	S63	32	木造	総務課
旧河原小中学校水泳プール	231	S63	32	鉄骨造	企画財政課
生活排水終末処理場	13	S63	32	鉄筋コンクリート	町民サービス課

施設名	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造	所管課
旧河原小中学校付属建物物置	26	H2	30	木造	企画財政課
旧ウタリ共同作業所	79	H2	30	木造	介護福祉課
旧くしろ西森林組合事務所	180	H2	30	木造	企画財政課
旧ポコロモシリチセ	253	H3	29	木造	介護福祉課
坂の丘公苑墓地便所	24	H3	29	木造	町民サービス課
旧ポコロモシリチセ付属建物便所	19	H4	28	木造	介護福祉課
旧勤労者センター物置	113	H4	28	木造	企画財政課
旧河原中学校	623	H4	28	鉄骨造	企画財政課
旧河原小中学校屋体	712	H5	27	鉄骨造	企画財政課
栄指定住宅１号（教育長住宅）	89	H5	27	木造	教育委員会管理課
栄本町職員住宅１	148	H5	27	木造	総務課
栄本町職員住宅２	148	H5	27	木造	総務課
旧河原小中学校教員住宅（教頭）１	71	H5	27	木造	企画財政課
旧河原小中学校教員住宅（校長）２	75	H5	27	木造	企画財政課
白糠小学校教員住宅 5.6	130	H5	27	木造	教育委員会管理課
白糠中学校教員住宅１	65	H5	27	木造	教育委員会管理課
白糠中学校教員住宅２	65	H5	27	木造	教育委員会管理課
白糠中学校教員住宅３	65	H7	25	木造	教育委員会管理課
白糠中学校教員住宅４	71	H7	25	木造	教育委員会管理課
白糠中学校教員住宅５	65	H8	24	木造	教育委員会管理課
白糠中学校教員住宅６	65	H8	24	木造	教育委員会管理課
旧庶路ダム公宅Ｄ	74	H8	24	木造	教育委員会管理課
白糠中学校教員住宅 26	65	H8	24	木造	教育委員会管理課
白糠中学校教員住宅 27	65	H8	24	木造	教育委員会管理課
白糠中学校教員住宅 28	65	H9	23	木造	教育委員会管理課
白糠小学校教員住宅３	65	H10	22	木造	教育委員会管理課
白糠小学校教員住宅４	65	H10	22	木造	教育委員会管理課
旧上庶路小学校校舎	722	H10	22	木造	企画財政課
庶路小学校教員住宅 15	65	H12	20	木造	教育委員会管理課
旧庶路中学校教員住宅 11	68	H13	19	木造	教育委員会管理課
旧庶路小学校教員住宅３	68	H14	18	木造	教育委員会管理課

施設名	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造	所管課
茶路小中学校教員住宅（校長住宅）1	83	H14	18	木造	教育委員会管理課
茶路小中学校教員住宅（教頭住宅）2	80	H14	18	木造	教育委員会管理課
茶路小中学校教員住宅（一般教員）3.4	156	H14	18	木造	教育委員会管理課
旧管理棟（二股）	49	H15	17	木造	企画財政課
旧庶路中学校教員住宅 5	68	H15	17	木造	教育委員会管理課
旧庶路小学校教員住宅 4	68	H16	16	木造	教育委員会管理課
白糠小学校教員住宅 7.8	130	H16	16	木造	教育委員会管理課
白糠小学校教員住宅 9.10	130	H16	16	木造	教育委員会管理課

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下

②施設の現状

■防災

避難所指定	通信設備	調理設備	入浴設備	代替電源	備蓄	医療救護
0	0	1	0	1	0	0

■修繕 コスト（単位：千円）

修繕			コスト		
修繕費計(H23-R2)	年平均	㎡当りの修繕費	支出計	エネルギーコスト	㎡当りエネルギーコスト
84,487	8,449	8.76	12,417	5,527	0.57

■管理 老朽化

管理				老朽化			
指定管理	直営	委託	年間利用人数計	分類延床面積計（㎡）	築 31 年以上の延床面積計（㎡）	築 31 年以上の施設数	31 年経過施設面積の割合
2	66	1	579 人	9,650	4,579	33／69	49.3%

※ 年間利用人数は、白糠町斎場（火葬場）になります。

■耐震化状況

	延床面積（㎡）	耐震診断	耐震補強	割合
対象外	9,650	69	69	100.0%

③施設の状況

教職員住宅、旧学校校舎等、計 69 施設あります。

④個別基本方針

老朽化した未利用施設等については、安全面の観点からも撤去を検討します。また、施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持

管理を実施します。さらに、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

2．土木系公共施設の管理に関する基本的な方針

（1）道路

①施設概要

本町が管理する道路（一般道）は、1 級町道、2 級町道、その他町道等、341.5 kmとなっています。

	総延長		
	舗装道	砂利道	計
一般道路	198,779.2m	142,741.1m	341,520.3m
・1 級（幹線）町道	55,680.6m	15,437.9m	72,118.5m
・2 級（幹線）町道	20,195.8m	22,758.0m	42,953.8m
・その他町道	121,902.8m	104,545.2m	226,448.0m

②維持管理の基本方針

・国の施策に基づいてストック点検を実施し、アスファルト等を点検し補修計画を策定します。
・構造物（舗装、付帯設備等）ごとに、定期的に点検・診断を実施します。
・道路の計画的な施設管理を行うため、町が管理する道路において、予防保全型の道路（舗装）施設管理計画を策定します。
・施設管理の容易さと道路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。
・将来の都市のあり方を考え、道路の廃止も含めた道路網の再構築を行うための道路計画の策定を進めます。
・農道及び林道についても、適切に管理を進めます。

（2）橋梁

①施設概要

本町が管理する橋梁は 131 橋あり、総面積は 36,645 ㎡となります。

これらの多くは 1970 年代～2000 年代に集中的に築造されており、今後急速に老朽化が進むことが予想されます。

町道に架かる 131 橋梁のうち、橋梁長寿命化計画で 127 橋の整備を行い 4 橋は廃止します。

【橋梁数】

長さ区分		計
15m 未満	15m 以上	
42 橋	89 橋	131 橋

【構造別橋梁面積】

構造別					計
PC 橋	RC 橋	鋼橋	石橋	木橋その他	
7,284 ㎡	530 ㎡	28,578 ㎡	0 ㎡	253 ㎡	36,645 ㎡

【建築年・構造別橋梁面積】

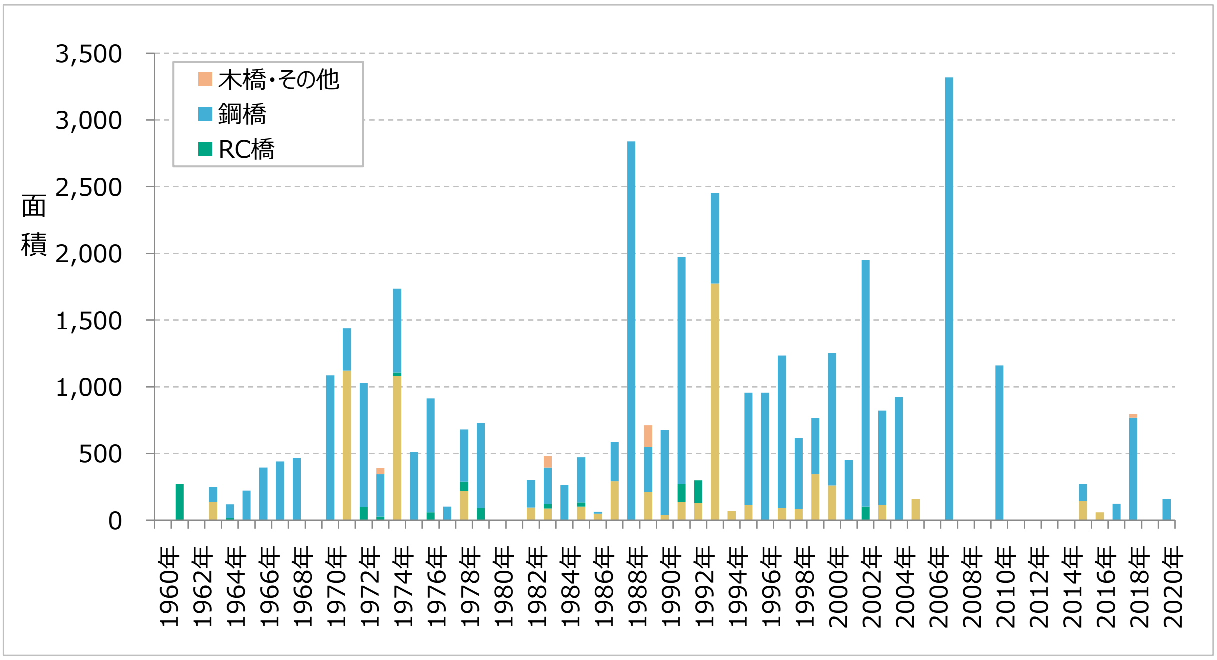

②維持管理の基本方針

・定期点検は 5 年に一度行い結果に基づいて修繕を実施し、橋梁の健全度を把握します。

・予算の平準化を図りながら予防的な修繕を実施し、適切な健全性を維持することを目指します。

・健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針を基に、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、修繕・架け替えに係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、ライフサイクルコストの低減を図ります。

・既に損傷が著しく、修繕による長寿命化が見込めない橋梁については、計画的に順次架け替えを実施します。

・農道橋（1 橋）及び林道橋（6 橋）についても、適正に管理を進めます。

（３）河川

①施設概要

本町には 242 本の河川があります。本町が管理する主な河川は 40 河川で総延長は 224 kmになります。

	河川名	延長（km）		河川名	延長（km）
1	石の花川	4.0	21	タンタカ沢川	3.2
2	井出川	4.1	22	タンネナイ川	3.2
3	イルモクンナイ川	3.7	23	チクベニナイ川	15.5
4	エザキ川	2.9	24	チプタナイ川	4.3
5	大苗川	3.2	25	トマリベツ川	7.2
6	オクネップ川	3.5	26	トマリベツ支流川	3.1
7	オサッペ川	3.0	27	トンケシ川	5.0
8	オニヨップ川	5.9	28	トンベ川	7.5
9	オンタナイ川	3.5	29	縫別 1 号川	2.5
10	オンネチカップ川	3.2	30	縫別川	16.1
11	カリショ川	5.1	31	馬主来川	13.5
12	クショナイ川	4.5	32	野田川	1.6
13	熊の沢川	1.0	33	パナハンポ川	4.1
14	ケトンチ川	5.3	34	ピラウンナイ川	14.8
15	シュウトナイ川	10.8	35	フレイベツ川	6.1
16	上流 1 号川	4.0	36	マカヨ川	4.1
17	シラリカップ川	4.2	37	増井川	0.4
18	進藤川	2.0	38	戻辺川	4.1
19	セタラ川	3.1	39	ルウクシュチャロ川	12.4
20	タクタクベオベツ川	16.4	40	小綿川	1.9
合　計					224.0

②維持管理の基本方針

・河川の計画的な施設管理を行うため、予算の平準化を図りながら予防的な修繕を実施し、適切な健全性を維持することを目指します。
・必要に応じて個別計画を策定します。

（4）公園等

①施設概要

本町が管理する公園は、都市公園 26、町立自然公園 2 の計 28 公園になり総面積は 3,796,349 ㎡となります。

	公園名	所在地	面積(㎡)
1	坂の丘公園	和天別 1794 番 2、1794 番 3、1795 番 2、1852 番 5	66,490
2	あやめが丘公園	東 1 条南 3 丁目 2 番地 1	4,125
3	春日公園	西 1 条南 2 丁目 2 番地 1	1,833
4	新栄公園	東 1 条北 4 丁目 4 番地 1	4,574
5	西庶路錦公園	西庶路西 1 条北 1 丁目 3 番地 21、3 番地 22	3,223
6	庶路公園	庶路東 1 線 2 番地 13、2 番地 24	1,328
7	橋北公園	西 5 条北 1 丁目 1 番地 2	1,225
8	ひまわり公園	西 1 条南 4 丁目 1 番地 38、39、40	1,707
9	幸公園	西 1 条北 4 丁目 2 番地 2	4,200
10	鉄北公園	東 2 条北 2 丁目 3 番地 72	1,338
11	日の出公園	東 1 条北 7 丁目 2 番地 4	3,353
12	堤内スポーツ公園	西 2 条南 3 丁目 1 番地 4	18,971
13	庶路スポーツ公園	西庶路東 3 条北 2 丁目 1 番地 1、3、5	19,067
14	岬の森東山公園	石炭崎 17 番地	398,412
15	青空公園	西庶路東 1 条北 4 丁目 2 番地 34	924
16	なぎさ公園	西庶路西 2 条南 3 丁目 3 番地 1	2,401
17	逍遙公園	東 2 条北 4 丁目 1 番地 2、3、4、3 番地 1、2、4	28,771
18	宮下公園	庶路宮下 2 丁目 5 番地 18	1,710
19	千鳥公園	西庶路西 2 条南 2 丁目 1 番地 1	1,238
20	なかよし公園	西庶路東 1 条北 4 丁目 1 番地 4	1,893
21	町民広場	東 2 条北 3 丁目 1 番地 1、2、2 番地 1	25,802
22	コミュニティ広場	西 4 条北 1 丁目 2 番地 8	580
23	ふれあい公園	西庶路東 2 条北 2 丁目 2 番地 13、14、15、17、18、 西庶路東 2 条北 3 丁目 2 番地 1、6	32,875
24	西茶路さくら公園	西 1 条北 7 丁目 1 番地 23、300 番 1 の一	2,765
25	恋問自然観察公園	工業団地 2 丁目 2 番地 1	215,248
26	かえる公園	茶路基線 13 番地 21	561
27	乳呑自然公園	乳呑	103,956
28	馬主来自然公園	和天別 1829	2,847,779
合　計			3,796,349

②維持管理の基本方針

・定期点検を計画的に実施し、公園の健全度を把握します。

・予算の平準化を図りながら予防的な修繕を実施し、適切な健全性を維持することを目指します。

３．企業会計施設の管理に関する基本的な方針

（１）簡易水道施設

①施設一覧表

施設名	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造	所管課
二股飲用水道供給施設	53	S52	43	木造	水道課
中庶路日の出飲用水道供給施設（浄水室・発電機室）	14	S55	40	鉄筋コンクリート	水道課
茶路簡易水道施設（浄水室・発電機室）	502	H10	22	鉄筋コンクリート	水道課
和天別地区営農用水施設（送水ポンプ施設）	40	H21	11	鉄筋コンクリート	水道課
和天別地区営農用水施設（増圧ポンプ施設）	27	H21	11	鉄筋コンクリート	水道課
和天別地区営農用水施設（配水池施設）	151	H21	11	鉄筋コンクリート	水道課

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下

【管径別延長】

導水管	配水管					
300 ㎜未満	50 ㎜以下	75 ㎜以下	100 ㎜以下	125 ㎜以下	150 ㎜以下	200 ㎜以下
937m	4,217m	1,479m	13,729m	0	14,446m	8,401m

②施設の状況

本町の簡易水道は、管路を中心として施設整備を実施し維持管理を行っています。

配水管ポンプ場施設等、継続的に更新を進めています。

水道管の法定耐用年数は 40 年であり、近年全国的に老朽化した管の破損による漏水や道路陥没等の事故がみられるようになっていることから、更新を迎える管の維持管理について状況を把握しつつ計画的に整備を進めています。

簡易水道に関する詳細な計画は策定せず改修を必要とする設備から随時改修を行っており、今後も状況に応じて改修を行います。

未使用になった設備は運営方法を変更する等、その時点での検討を行います。

③個別基本方針

今後、管路をはじめとする水道施設の更新時期については、これまでの法定耐用年数から実使用年数に基づく更新基準で、水の安定供給を確保しつつ今後増大する更新費用の負担軽減を図ります。引き続き、計画的に更新を進めるとともに、施設等の計画的な更新と長寿命化、維持管理費用の低減に努めます。

（2）下水道施設

①施設一覧表

施設名	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造	所管課
白糠下水道管理センター	3,875	H12	20	鉄筋コンクリート	水道課

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下

【汚水管　管径別延長】

～250mm	251～500mm
56,295m	3,349m

【整備年・管種別延長】

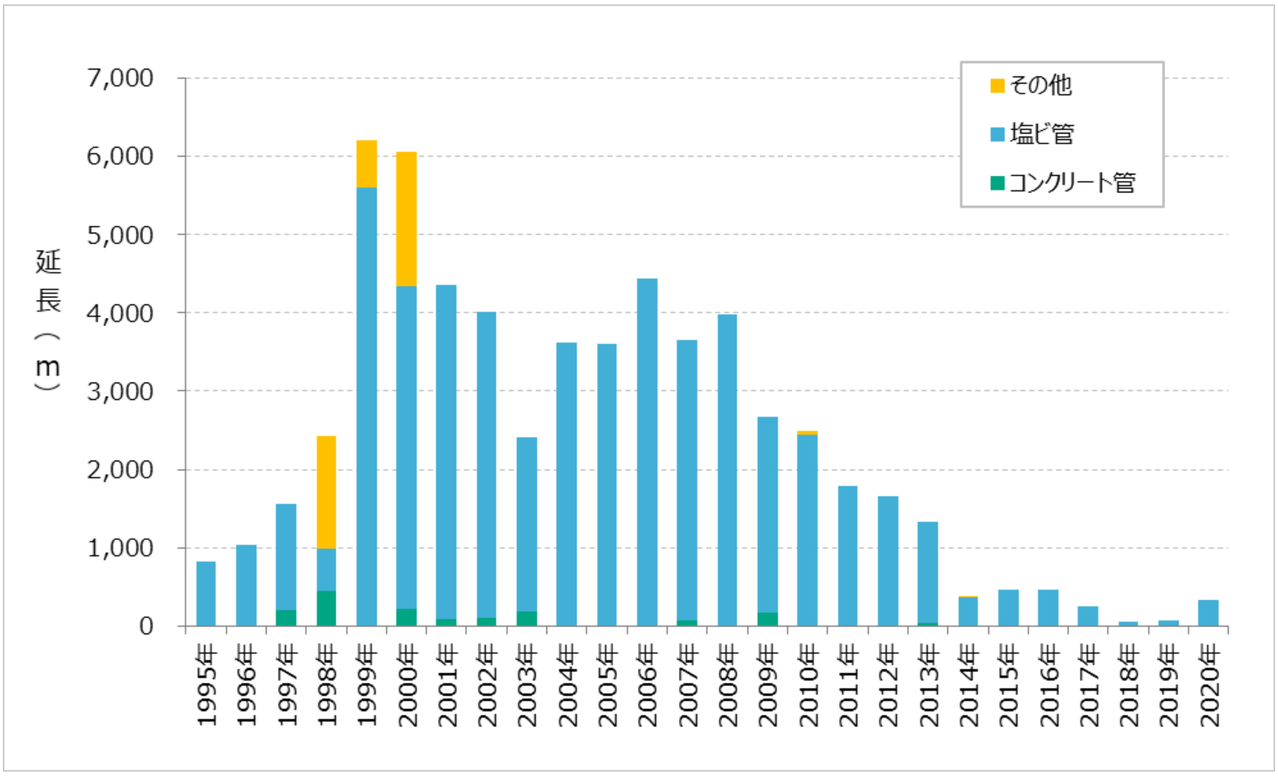

②施設の状況

本町の下水道は、計 59,644m となり、1999 年から 2002 年及び 2004 年から 2008 年にかけて多くの整備をしています。

法定耐用年数は 50 年であり、近年全国的に老朽化した管の破損による漏水や道路陥没等の事故がみられるようになっていることから、更新を迎える管の維持管理について状況を把握しつつ計画的に整備を進めています。

下水道設備は、平成 30 年度に策定したストックマネージメント計画に基づき改修・更新を実施していきます。

③個別基本方針

下水道管理センターの機械電気設備をはじめとする下水道施設の更新時期については、これまでの法定耐用年数から実使用年数に基づく更新基準で、今後増大する更新費用の負担軽減を図ります。引き続き、計画的に更新を進めるとともに、施設等の計画的な更新と長寿命化、維持管理費用の低減に努めます。

４．土地の管理に関する基本的な方針

①数量に関する基本的な方針

施設整備に必要な土地の確保については、道路等を除き、新たな土地取得は原則として行いません。新たな土地の取得が必要な場合は、複合利用などを含め慎重に検討します。

②品質の適正性に関する基本的な方針

地域特性、履歴、安全性、環境・福祉への対応性など、土地の品質を定期的に診断し、活用や処分の判断材料とします。

③コストの適正化に関する基本的な方針

・行政目的として利用予定がない未利用地は積極的に処分します。
・統廃合で発生する未利用地についても他施設へ利用の可能性がなければ処分します。
・点検や管理等の費用を低減させます。

白糠町公共施設等総合管理計画

令和４年３月

発　行：白糠町企画総務部企画財政課契約管財係

住　所：〒088-0392　白糠郡白糠町西１条南１丁目１番地１
ＴＥＬ：01547-2-2171
ＦＡＸ：01547-2-4659